



完成間近の「片平エクステンション教育研究棟」

会報

東北大学法学部同窓会

第 37 号
 東北大学法学部同窓会
 〒980-8576
 仙台市青葉区川内
 東北大学法学部内
 Tel・Fax 022-795-6181
 発行日 平成22年7月21日

印刷所
 榊 廣 濟 堂



川内だより

会 長 芹 澤 英 明

でございますようお願い申し上げます。

平成二十一年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていただくことになってから早くも一年余の時間が経過しました。昨年度は、昭和三十四年に同窓会が設立されてから五十周年という記念の年に当たり（同時に、昭和二十四年に法文学部から法学部が独立してから六十年目を迎え）、「東北大学法学部同窓会五十周年記念誌・若き日の友情と感激のために」の発行、五十周年記念総会として同窓会本部・宮城支部合同総会が開催される等、いくつかの記念行事が挙行されました。「五十周年記念誌」の表紙を飾る題字「若き日の友情と感激のために」は、法学部初代学部長だった故中川善之助ご自身の揮毫によるものであり、川内南キャンパスの「中善並木」に置かれた記念石碑の文字からとられました。もしまだの方がいましたら、中川先生が定礎を築いた東北大学法学部六十年、同窓会五十年の歩みをふりかえるため、歴代学部長・同窓会長・教員の方のエッセイ、同窓会各支部の歴史、会員の方の思い出話等が満載の本誌を、これを機会に、是非手にとってお読みく

ださいますようお願い申し上げます。法学研究科・法学部の近況等につきましては、教員スタッフの異動を中心に報告させていただきます。まず、平成二十一年七月に、公共政策大学院の実務家教員として、諏訪園貞明教授（公正取引委員）会）、九月には、橋本逸男教授（外務省）が赴任されました。橋本教授は前職のブルネイ大使としてのご経歴を活かし、中国事情に精通した東アジア外国政策の専門家として、学部や研究大学院における研究教育への貢献も期待されています。これに対し、七月末には、海野洋教授（農林水産省）が任期満了により公共政策大学院を去られました。

平成二十一年十月には、研究者スタッフとして、大阪市立大学法学部から中原茂樹教授（行政法）が赴任されました。平成二十二年三月末には、松井智予准教授（商法）が、惜しまれつつ、上智大学法学研究科法曹養成専攻に移るために退職されました。また、生田長人教授（都市法）が、定年退職されました。生田教授は、

平成十六年四月の公共政策大学院設立に際し、初代院長（大学院公共法政策専攻長）として、二年間研究者と実務家の双方を一つにまとめあげ、新しい専門職大学院の確立に対し多大な貢献をされました。法科大学院の専任教員の動きとしては、実務家教員として活躍されてきた藤田紀子教授（弁護士）が任期満了につき退職されました。

平成二十二年四月には、次の新任教員をお迎えしています。犬塚元准教授（政治学史）、白井正和准教授（商法）、内海博俊准教授（民事訴訟法）のお三方は、それぞれの専門分野で学部・研究大学院における研究教育活動を担ってくださる心強いスタッフです。犬塚准教授が私たちにとってなじみの深い伝統的な学者であるのに対し、白井准教授が日本銀行勤務からアメリカ合衆国における在外研究を経て学界に戻られたり、内海准教授が東京大学法科大学院修了後法曹資格を得て助教として研究の道に入られたりしているのを見ると、本研究科では、他大学に先駆けて、新しいタイプの若い研究者教員が活躍を始めようとしているということを改めて実感いたします。

助教の動きをみますと、平成二十二年三月末に、西岡正樹氏（刑法）が山形大学人文学部に就職され、片平を離れました。同四月には、入れ替わりに新任として伊藤吉洋氏（商法）が法科大学院・公共政策大学院担当の助教に採用されています。

以下、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。第一に、皆様の関心が高いと思われる法科大学院教育の現状について若干の説明をいたしたいと思います。本学では、平成

二十二年度から、他の有力国立大学の法科大学院と同様、入学定員を二割削減し（百名↓八十名）、より少人数教育を充実させて教育体制を強化することとしました。特に全国的にみて法学未修者（3年コース）の学力が、法学既修者（2年コース）に比べて低いことから、本学では、法学既習者コースの定員を五十五名程度に据え置き、未修者コースを二十五名程度に削減し、この問題に対応いたしました。法科大学院修了者の動きをみると、平成二十一年度九月に発表された新司法試験の結果が、合格者数三十名（全国七十四校中三十位）、合格率十九・四%（全国平均二十七・六%、全国十九位）と、開設以来最悪となりました。その前の年が開設以来最高の結果だっただけに、学生の側にも教員の側にも油断があったことは否めません。平成二十二年四月、院長になられた佐藤隆之教授（刑事訴訟法）の下、現在、法科大学院ではこの結果を深刻に受け止め、原因の解明と改善措置の策定実施が積極的に行われています。

ただ、私がここで力説したいことは、今回研究科が行った調査によると、巷での印象とはむしろ逆に出しているということです。たとえば、5年間で3回受けることができる新司法試験の累積合格率をみると、法学未修者が初めて修了した平成18年度修了者では、本法科大学院修了者の七十二・二%が合格しています。七割を超える結果を出しているのが全国七十四校中数校しかない（中教審大学分科会法科大学院特別委員会最終報告「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」平成二十一年四月）ことを考えますと、総じて本法科大学院修了者

の実力は優れているのであり、昨年の結果がむしろ異常だったといえるでしょう。さらに、東北大学法学部卒業者で本法科大学院に進学した修了者に限って見ると、最悪だった昨年の司法試験結果でもその合格率は五十%を超えていました。平成十八年から二十一年までの累積合格者では、法学未修者を含む東北大学法科大学院修了者全体の合格率が三十七・二三%であるのに対し、東北大学法学部卒業生に限ると五十六%であり、これは、最上位の数の合格率に匹敵しています。ここに問題解決の糸口があります。法科大学院のカリキュラムはケース・メソッドを用いた双方向授業が中心ですので、法科大学院教育の成功のためには、法学部時代にどこまでしっかりした基礎的な法学教育がなされているかが重要です。そこで、私は、これからは学部専門教育をこれまで以上に重視し、早い段階で法学・政治学の面白さに触れさせた上で、優秀な法学部生を法科大学院へ、さらにはこの後説明する研究大学院博士後期三年の課程へと誘導することが必要ではないかと考えています。

現在、全国的な法律サービス市場は調整局面を迎えていて、法科大学院志願者の減少が見られる中、法科大学院教育については質の向上のために一層の改善を行うことが求められています。他の有力な国立大学の法科大学院では、修了生の質の保証を行うため、学生の自学自習にだけ委ねることなく、予算措置を含めたカリキュラムや教材開発の不断の工夫がなされています。本研究科においても、GPAによる成績評価を導入して学生の学力データを、学生本人のみならず個々の教員がしっかりと把握するだけでなく、さらに入試制度やカリキュラムの不断の見直

しを行って学生に対して一層手厚い教育を行っていく必要があると考えます。

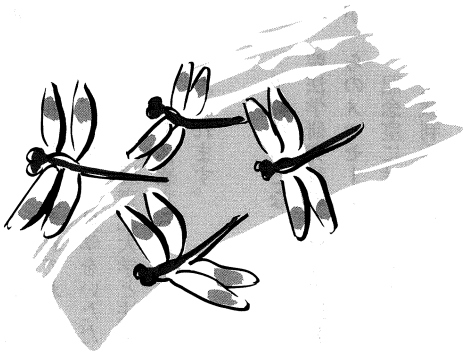
次に、研究大学院における研究教育活動の動きに目を転じますと、平成二十一年度からグローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」(拠点リーダー:辻村みよ子教授)の一環として、東北大学と諸外国の大学との双方で英語論文によって博士号を同時に取得する、いわゆるダブル・ディグリーのコースとして、「クロスナショナル・ドクトラル・コース(CNDCC)」が設置され、毎年約十名の留学生在が大学院博士後期3年の課程に入るようになりました。今年度は、英国シェフィールド大学、フランスのエコル・ノルマル・シユペリエール(ENS - Lyon)やリヨン第二大学、中国の清華大学や社会科学学院法律研究所等から、若き俊英達が続々と仙台に来て、四月に開催された桜セミナー等を中心に研究発表を行い、日本人学生との間で有意義かつ活発な研究交流活動を展開しています。

第三に、法科大学院・公共政策大学院設置後の研究大学院のあり方の将来像について、現在の検討状況をお知らせいたします。前号の「川内だより」で書きましたように、平成十六年以来、法学部の優秀な学生が法科大学院・公共政策大学院等に進学するようになったため、法学政治学の研究者養成を行ってきた全国の有力な国立大学で、研究大学院の充足率の著しい低下が発生しました。本研究科では、これを本学としてこれ以上放置できない深刻な事態であると受けとめ、平成二十二年度から始まった第二期中期目標・中期計画の実施にあわせ、研究科全体と

して対策を早急に考えることといたしました。私たちは、研究大学院前期二年・後期三年の課程の内、特に後期三年の課程のカリキュラムを見直し、従来の研究者養成機能を担う「法政理論専攻コース」、留学生のためにGCCOEで先行実施しているダブル・ディグリー制度の一層の発展を目指す「国際共同博士課程コース」、法科大学院における研究教育活動を担いうる人材養成のため法科大学院修了かつ法曹資格取得を進学の前提とした「後継者養成コース」(いずれも仮称)の三つに分け、あわせて修士と博士の入学定員を見直すことを計画しています。いずれにせよ、博士後期三年の課程に優秀な学生を集めるためには何らかの予算措置を講じなければなりません。特に、司法修習の給与制が廃止されたこともあり、法科大学院の修了生は経済的な負担が大きく、優秀な後継者を大学に呼び戻すためには、積極的な財政支出が必要です。現在の厳しい財政事情の下で、この構想がどこまで実現するか予断を許しません。研究中心主義の原点に戻り教員一同知恵をしばりますので、同窓生の皆様におかれましては、この動きを暖かい眼差しで見守り、特に人材育成の観点から、大学院における後継者養成のために様々な局面でサポートしてくださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、いよいよ、平成二十二年七月には、片平キャンパス内に、法科大学院・公共政策大学院・法政実務教育研究センター・ジェンダー平等多文化共生研究センター・法政実務図書室等を収容する「片平エクステンション教育研究棟」が完成いたします。ここには、前述した大学院博士後期三年の課程の重点化改革の一環として、法科大学院修

了者のための「法律事務所」と、留学生のための「国際共同博士推進室」を設置いたします。本誌にも少し間に合えばこの建物の外容を示す写真が掲載されることになるかと伺っています。七月二十七日に予定されている竣工式では、藤田宙靖名誉教授・元最高裁判事と、尾崎久仁子国際刑事裁判所判事が、記念講演を行う予定です。これまで法科大学院・公共政策大学院における研究教育活動に関与された方を中心に、大学関係者だけでなく、法曹三者や中央省庁等からも多数の方に来ていただき、施設のお披露目を行います。同窓生の皆様におかれましては、これを機会に、是非、法学部発祥の地である片平キャンパスに足をお運びくださり、新装なった法科大学院と公共政策大学院の実情を見て教員や学生と交流してくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



「小田滋国際司法裁判所判事記念室」開設

昨秋、片平キャンパス内に、小田名誉教授の国際的なご活躍を記念する新たな法学部関連の施設が完成しました。開設にご尽力された植木東北大学理事にご紹介いただきます。

小田滋国際司法裁判所

判事記念室について

東北大学理事 植木 俊哉

どが多く展示されています。また、国際法に関する内外の貴重な単行本や学術雑誌、海洋法関係の書籍、小田先生の数多くの著作など、国際法の古典から現代の資料まで、国際法に関する古今東西のさまざまな貴重な文献・資料等が収蔵されています。

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

平成二十一年十月二十二日、本学の片平キャンパスにおいて、小田滋国際司法裁判所判事記念室の開所式が盛大に行われました。本学名誉教授である小田滋先生は、昭和二十五年以来長年にわたり法学部で国際法を担当され、その後国際司法裁判所（ICJ）の判事を世界でも例のない三期二十七年の長きにわたり務められるなど、国際法の分野において日本と世界をリードする卓越した業績を収められました。本記念室は、この

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

前総長をはじめとする東北大学の全学関係者や法学研究科から芹澤英明研究科長をはじめ数多くの関係者が出席し、この記念室の開室をお祝いしました。記念室は、現在東北大学史料館となっている片平キャンパスの旧図書館の建物一階に開設され、法学部が片平キャンパスから川内キャンパスへ移転する昭和四十八年以前片平キャンパスで

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

ような小田滋先生のこれまでの世界的なご活躍を記念し、先生が半世紀以上の間に集められた数多くの貴重な学問的資料や文献、さらに記念の品など幅広く収蔵したもので、国際的にも大変ユニークな存在であるといえます。

開所式が行われた十月二十二

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

開所式が行われた十月二十二

記念室の中には、小田先生のイェール大学ご留学時代の写真・資料や、ICJの訴答書面、口頭弁論記録、裁判資料、判決原本、公式裁判集などの国際司法裁判所に関する貴重な資料な

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

開所式が行われた十月二十二

開所式が行われた十月二十二

同時に記念室には、裁判官の法服や国際司法裁判所の法廷写真、カレンダー、国際司法裁判所が置かれているハーグ平和宮のミニチュアやデルフト・タイル、オランダの運河沿いの民家のミニチュアなど、数多くの大変興味深い記念品も展示されています。なお、本記念室全体のデザインは、本工学研究科の櫻井一弥氏の設計になるもので、全体がシックな落ち着いた色調で統一されています。

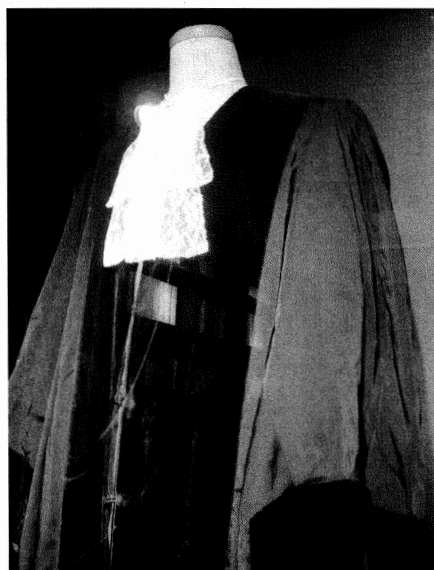
本記念室は、事前に予約をすればどなたでも見学が可能となっております（連絡先・法学研究科専門職大学院係助教室 1、電話：〇二二―二一七―五〇九五）。法学部同窓会の会員の皆様には、片平キャンパスにお越しいただいた折りに是非この記念室にお立ち寄りいただき、ご見学をいただければ幸いです。なお、小田先生記念室のある東北大学史料館の二階には、東北大学全体の歴史を紹介する展示が公開されており、一緒にご見学をいただければなお一層東北大学と法学部の歴史を体感することができると思われます。

のほか、小田先生が判事時代に
関与された多くの事件に関する
大変貴重な内部資料等も閲覧い
ただけます。さらに当記念室で
は、国際法関係の書籍（和書・
洋書・古典）も多く所蔵してお
り、特に海洋法、国際司法裁判
所関係の書籍は充実しておりま
す。

これまでに、国際法を専門に
研究する方のみならず、一般の
方々も見学に来られており、今
後さらに多くの方々に興味を
持っていただき、ご来室いただ
きたく思っております。

当記念室は、平日午前10時か
ら午後5時まで見学可能です。
見学料は無料です。見学にあた
りましては、事前に予約をして
いただく必要があります。見学
希望日の前日午後5時までに、
下記連絡先に申し込みをお願い
いたします。

連絡先・東北大学大学院法学
研究科 専門職大学院助教室1
助教 小野昇平
電話：〇二二―二一七―
五〇九五（呼出）
E-Mail：shohei-o@law.
tohoku.ac.jp（小野）



平成22 年度卒年別 会費納入会員数

卒年	昭13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
会員数	1	2	1	7	5	4	10	1	5	14	20	3	7	10	13	23	28	38	31	37	47	35	51	55	58	33
卒年	昭38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
会員数	25	57	21	28	21	43	32	33	20	29	34	20	22	24	27	12	24	19	26	16	19	14	9	17	15	15
卒年	平1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	院	入学21	合計		
会員数	11	17	16	11	5	12	6	10	14	7	7	5	8	4	7	7	9	9	7	5	5	9	194	1584		

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

1. 「記念誌」の申込と同時に、会費を納入された方が多く、昨年に比べ増加。
2. 36年卒が最高でした。
3. 平成卒の方々に、ご協力をよろしくお願いいたします。

講演要録



「法律を学ぶころ」

公害等調整委員会委員長・
元札幌高等裁判所長官

大内 捷 司
(昭和40年卒)

本稿は、平成21年4月8日に実施されました法学部新入生に対するオリエンテーションにおける講演内容です。

1 はじめに(自己紹介)

ただいま、ご紹介を受けました大内です。まずは、皆さんの本学へのご入学を、心からお喜び申し上げます。

私が本学の法学部に入学したのは昭和35年のことですから、もう49年も前のこととして、当然、皆さんは、まだこの世には生まれておりません。そういう私が、皆さんのご入学のお祝いには何かお話しするということとは、やや時代錯誤ではないか、と思われるかも知れません。しかし、皆さんは法律学を志した訳ですから、大学を出た後ずっと法律に携わってきた先輩が、「法律を学ぶころ」について話をしようとするには、それなりに意味があるのではないかと考え、法学部同窓会のご指示で、今日、ここでお話をするようになつたという次第です。

はじめに、私の経歴の概略を申し上げておきたいと思えます。いま申し上げるように、大学入学は昭和35年ですが、司法試験のため1年余分に在学し、昭和39年秋に司法試験に合格して、昭和40年3月の卒業です。司法研修所で2年間の実務教育を受け、昭和42年に裁判官に任官しました。最初は判事補ですが、10年の経験を積んだ後に判事になりました。裁判官として

は、民事・刑事・家事と一通りの経験を積みましたが、判事になってからは、主に、民事裁判官として裁判実務を担当してきました。そして、地方裁判所の民事部総括(いわゆる裁判長)を務め、やがて地方裁判所の所長を経て、高等裁判所の部総括・裁判長を経験し、最後に、札幌高等裁判所の長官を務めて、平成19年1月、65才で定年退官しました。裁判官生活は、合わせて39年間になりました。定年退官の後には、後身の育成に当たろうと考え、私立大学の大学院法務研究科(いわゆるロースクール)の教授に招かれて、自宅のある名古屋にいったん戻ったのですが、平成19年7月、前期の講義途中で、総務省の外局である公害等調整委員会の委員長に任命されて、公害紛争処理の専門機関を担当するようになりました。現在、その2年目という経歴であります。

を、お話ししたいと思います。

2 私の大学生生活

まず、私が最初に法律・法学に出会った大学での生活から話を始めます。

(1) 法学部を志望した動機

そもそも、なぜ法学部を選んだかということですが、私の兄が既に東北大学の工学部と医学部に入っていて、同じ理系の学部ではずっと頭が上がりなくなる、それは避けたいとか、法学部であれば将来、潰しが効く、とか、そういう気持ちがあったことも事実です。しかし、私にとつての決定的な出来事としては、いわゆる「松川事件」の判決がありました。私の実家は、福島県の松川町の近くですが、昭和24年、東北本線松川駅の近くで列車転覆の大惨事が起き、多数の死傷者が出ました。そして、事故ではなく、誰かが仕組んだ事件であるというのです。この事件を「松川事件」というのですが、検察は、この事件を、労組系の人が仕組んだ組織犯罪であるとして起訴し、被告人らに死刑の求刑をしていたのです。一番の福島地裁、二審の仙台高裁は、いずれも死刑を含む有罪判決を言渡しました。しかし、私が高校生で進路を考えていた当時、最高裁は、

原判決を破棄し、事件を仙台高裁に差し戻したのです。その後、仙台高裁の門田裁判長は、「珠玉の真実を発見した」と言って、全員に無罪の判決を言渡しました。もちろん、高校生であった当時の私に、事件の真相が分かる訳ではありません。しかし、世の中の関心事に対し、これを裁ききるといふ司法の役割に、大きな感動を覚えたことは事実です。この事件が私に法律を学んでみようという動機を与えてくれたのです。

(2) 昭和35年に法学部に入学した同級生は、いまでも「35J」と言つて同窓会をやっておりますが、教養部時代は、大学祭に、当時としては、まだ「はしり」であった焼き鳥の模擬店をやつたり、川内の記念講堂を使わせてもらつて模擬裁判の公演をしたりして、大変に楽しく過ごしたものです。今でも構内に残っている「中善並木」は、教養部の学生であった我々を応援してくれた、学部の中川善之助教授を慕つて、我々の学年で、焼き鳥店の収益を基金にして記念植樹した並木なのです。

また、当時の東北大学法学部は大変にきらびやかな教授陣でした。刑法で、主権主義刑法の立場に立ち、教育刑を論じられていた木村亀二先生、憲法で、ドイツ

ができておいていただきたいこと

路を

ケルゼン学派の学理を継承し、論理明快な講義をされていた清宮四郎先生、民法・親族相続法の權威で、戦後の新家族法制定に尽力した、人間味あふれる中川善之助先生など、いずれも名だたる名物教授です。私らの時期は、ちょうどそれらの先生の世代交代の時期にあたり、私は、これら名物教授の先生方から、それぞれ、最終講義を聴くことができました。その時期に前後して、民法三羽ガラスすずきろくや ひろなかしおと言われた、幾代通教授、鈴木祿弥教授、広中俊雄教授らが揃われたのです。このような学問的環境はすばらしいものでありまして、後に司法研究所に入ったとき、司法修習生は全国の各大学卒業生が集まっているのですが、私ら東北大生が、これらの教授陣から直接指導を受けてきたことについては、大変に羨ましがられたのです。

当時の先生方に私が感銘を受けた点は、先生方が共通して、学説上のそれぞれの論点について、法解釈の枠を超えて、その社会的背景、歴史的な経緯、あるべき原理・法理など、基礎法学の真髄に迫る分析を示してくれていたということです。特に、広中教授の講義は、名著「債権各論講義」の執筆中でありましたが、当時ではまだ新し

かった法社会学的分析を駆使し、日本社会の構造に批判的に迫る名講義であったと思っています。

(3) それぞれの教授たちの講義やゼミを楽しんで聴いているうちに、すぐに4年生になってしまいました。私は、のんびり構えていたようで、今言う「就活」ですか、卒業後の進路について、その時期まで余り考えていませんでした。しかし、4年生の春になって、会社説明会などが始まり、いよいよ考えなければならぬ時期になりました。実業界に入る道、行政官庁に入る道、法律家すなわち法曹になる道、大学で研究者になる道などが考えられた訳ですが、私は、法曹・法律家を目指すことにしました。今は、法科大学院制度がありますから、法曹になる手順は制度的にはつきりしていますが、私らの時代は、司法試験受験には、すべて自分で準備するほかありませんでした。私は、次の年の司法試験を目標に、1年間だけと期限を自分で決めて、受験勉強をすることにしました。そしてこの期間、がむしやらに取り組みました。

で役に立つ法律の学習というのは、学部教授の長年にわたる研究に基づいた、制度の社会的背景、歴史的沿革、外国制度との比較、次の時代につながる制度的展望などをきちんと学ぶことにあります。そういう基礎を理解してこそ、身についた学習になるのです。これと、資格試験のための勉強とは、同じに見てはいけないと思います。大学での法律の学習は、それぞれの分野の權威ある教授らが身近にいるわけですから、その学習を最大限に吸収すべきであります。そのような学習こそ、どんな職業につくことになっても、生きる上での「力」になっていくのだと思います。学部の時代には、そういう基礎理論をしつかり学んでいただきたいと思っています。

3 司法研究所で学んだこと

司法試験に合格した後は、取り残していた単位を取って大学を卒業し、司法研究所に入所しました。戦後、司法研究所が開設されてから19回目の入所者ということで、第19期生と言われています。ここで2年間、裁判官・検察官・弁護士として育てていくための実務教育を受けたのです。司法研修所では、民事裁判科目、刑事裁判科目、検察科目、民事弁護科目、刑事弁護科目と、自分の志望にかかわらず、全部の科目を履修しなければなりません。実務教育の具体的なことを、今ここで申し上げることは、あまり意味がありませんが、1つだけ申し上げておきたいと思っています。それは、民事系科目における「要件事実の理論」についてです。すなわち、「法律要件」「法律要件に該当する具体的事実」という概念です。民事の実務で問題になるのは、要するに、紛争当事者に権利があると言えるかどうかです。それがあると言えるためには、権利の発生要件を吟味するという仕事があります。大学で民法は学んでいたつもりですが、ある紛争事案で、一方に権利があると言えるのか、他方に義務があると言えるのかから、権利の発生要件をつぶさに検討しなければならぬという課題があるのです。既に学んでいたものの民法を、もう一度、別な角度から、すなわち、訴訟法と結びつけて、法律要件となっている事実をどう証明するのかという課題と結びつけて、言ってみれば、平面的にとらえていた法律の世界を、立体的にとらえなおす学習が必要であったのです。

必要はありませんが、専門の分野に入っていくということは、その奥に、今まで知っていた知識とは別の次元の、新しい世界がさらに広がっていることを、深化のプロセスにはそういうことがしばしばあるということを、理解しておいてもらいたいと思います。

司法研修所での2年が過ぎると、司法修習終了の試験があります。司法試験が1回目の試験として、この試験を2回目の試験です。この試験を2回試験と言っているのですが、訴訟記録を渡されて、夕方5時までの試験時間内に判決起草や弁論要旨などを作成するという実技試験です。5科目ありますから、5日間続く体力勝負です。これに合格しなければ法曹資格を得ることはできません。この試験の後に、裁判官になるか検察官・弁護士になるか、進路の選択がまっています。私は、法学部を目指していた時の動機を思い出して、あまり迷わずに、自然に裁判官の道を選びました。

4 裁判官としての経験

(1) それで、昭和42年に判事補に任官し、東京地裁民事部に配属されました。民事部では、判事補の時期には合議事件の陪席裁判官を務め、裁判長の指導を受けなが

ら仕事をします。指導を受けるといつても、判事補も裁判長と同じ一票の評決権がありますから、自分で意見を述べ、それに沿った判決を書き下ろし、裁判長がこれにすこし手を入れることになるのです。そのような判決が書けないと、裁判官としては勤まりません。

配属された部には、「メーデー事件・民事国家賠償事件」という古い事件が残っておりまして。昭和27年に皇居前広場で起きたデモ隊が警察官と衝突し、多数の死傷者を出した騒擾事件で、刑事事件になっておりました。民事の事件は、警察官の発砲で死亡したデモ隊員の遺族が損害賠償を求めているものです。とにかく、証拠書類が6段組のロッカーにいっぱい入っているのです。その分量に驚いてしまいました。配属されてから3年目になって、ようやく判決を書き終えたという思い出があります。

民事の裁判官は、合議事件の陪席で100件近く、単独事件では2000件近く担当しますから、日々、事件との格闘です。法律や判例は知っていることが当たり前で、法律問題ではあまり悩むことが少ないのです。ただ、新判例を出すときは少し勉強をしなければなりません。それでも、ほと

んどの事件では、事実の認定で苦しむことになりません。事件の本人は、争いの渦中の中では自分の思い込みが真実になってしまっています。本人に聴いても真実が現れるとは限りません。合理的な手法で証拠を判定し、過去の一回限りであつた事実を発見することになるのですが、その作業は決して容易なものではありません。紛争の実際を理解し、客観的な証拠を整理し、事件当事者の人間性を分析し、合理的に推論を重ねていく仕事です。これは、過去にあつた事実の有無を確定するという意味では歴史家の仕事に似ていますし、経験則にそつて合理的な推論をするという意味では科学者の仕事に似ております。事実認定というのはそういう仕事です。

事件の種類としては、普通の市民紛争のほか、医療過誤訴訟、労働事件、行政事件、知的財産権の事件など、いろんな事件をやらなければなりません。私が担当した民事事件で、今でも少し気になる事件がありました。昭和50年代、岡山地裁で担当した医療過誤訴訟ですが、病院側が腎臓の「腫瘍(ガン)」を見逃して死に至らしめたという訴えです。この患者は、交通事故で入院したのですが、実は事故により

内臓破裂の重傷を負っておりまして。医師は、腎臓のX線造影写真(血管に造影剤を入れてX線撮影をする写真)を見て、交通事故による腎臓の映像であると判断し、保存療法、すなわち全身状態を管理しながら自然治癒を待つという治療方法をとりました。しかし、そのX線造影写真からは容易に腎臓・胎児性のウィルムス腫瘍も疑われる、それを見誤つた過失があるという主張です。事実、事故による怪我がほぼ治癒した段階で、患者に腎臓の腫瘍が見つかるのですが、既に手遅れで、救命できませんでした。訴訟の中で、アメリカに留学して腎の腫瘍を専門的に学んできた専門医は、「稀な症例ではあるが、この初期のX線写真からでも、外傷ではなく腎腫瘍であると判定できる」という意見をだしました。しかし、別な医師は、「この段階の写真では、事故による腎破裂と区別できない」というのです。交通事故に対応する救急病院で、専門医のような判定が可能であつたかどうか、当時の、当該病院に期待される医療水準を前提とすれば、担当医がX線造影写真を見ても腎破裂であると診断したことには過失は認められないという判断になりました。現在の技術水準、すなわちM

RI写真(磁気断層写真)で診察すれば容易に判別できたのかもしれない。私は、当時の医療水準論に基づいて、適正に判断したつもりでいるのですが、今一つ、担当医の弁解を鵜呑みにしてしまつたのではないかという思いも残るのです。

判決では、こうでしかないと断定的に判断を示していくのですが、判断する立場には、常に悩みが尽きないものがある、という実状を申し上げたいと思います。

(3) また一時期、刑事事件を担当したこともありまして。思い出に残る事件としては、盛岡地裁で担当した「霰石事件」をあげることができます。自衛隊機と全日空機が岩手県雫石町の上空で空中接触し、全日空機が空中で分解破裂し、200人を超える乗客らが全員死亡したという事件です。自衛隊機のパイロットは、松島基地の航空自衛官でしたが、接触直後に脱出レバーを引いて空中に飛び出し、パラシュートで地上に戻りました。警察は、その自衛官を業務上過失致死で逮捕し、検察がそのまま起訴したという事件です。起訴の内容は、自衛隊機が旅客機の航路を侵犯した過失があるというのですが、大空には、道路にあるような車線など引いてありません。また、旅客機だから優先権があるという定めもありません。我々合議体は、結局、自衛隊機のパイロットが旅客機を目視できたはずであるのに、見張りを怠つたという過失を認定したのです。毎時500キロを超える速度で旋回下降する自衛隊機からそれ以上の速度で接近する全日空機を見つめるので、3次元で相対飛行する航空機間の視野(見える範囲)を特定するという、大変に難しい事実認定になりました。パイロットに求められる科学技術上の知識・経験を、裁判官が追体験して、こうであつたという判断をしなければならなかつたのです。

(4) その後、また民事の担当に戻りましたが、やがて司法界は、司法制度改革の時代に入りつつありました。戦後、新憲法が制定された際に、戦前の司法制度を一新する大改革をしましたが、その時期に次ぐ、第2期の制度改革をやるうというのです。昭和の時代も終わり、平成に入ろうとする時期でしたが、民事訴訟法を初めとする多くの法律が明治時代に定められたまま(部分的な改正は重ねられていきましたが)、骨格は旧態依然のままであつたのです。私は、その時期、既に裁判長になっていましたので、裁判所の中では、一定の

とりまとめ役をする立場になっておりました。

まず、民事訴訟法の改正問題でした。平成8年に新・民事訴訟法が成立し、平成10年から施行されたのですが、その前の時期に、改革の内容をどうするか、法制審議会が議論が続いておりました。私は、直接に立法に携わったわけではありませんが、現場裁判官の立場で、いろいろな意見を提出しておりました。最大の問題は、集中証拠調べを原則化できるかどうかです。当時、名古屋地裁に勤務していたのですが、名古屋地裁で「集中証拠調べ研究会」を作り、裁判官と書記官が一緒になって議論を重ね、集中証拠調べを実施する方を、*「判例タイムス」*という法律雑誌に発表しました。この時の検討内容は、改正法に盛り込まれるようになって行ったのです。

次の課題は、破産法の全面改正でした。旧破産法は、実情にあわない規定が沢山ありました。そのため、裁判所ごとにかなり法律を無視した運用もありました。なによりも、大量消費の時代に入り、経済的破綻者が数多く出るようになってくる中で、市民にとっては利用しづらい手続であったのです。その時期に、東京地裁・大阪

地裁・名古屋地裁の破産部の代表が集まって議論をし、破産法（今から言えば旧法です。）はどの部分が改正されるべきか、論点を出し合い、これを法制審議会倒産法部会の皆さんに読んでもらいました。平成16年に新しい破産法が成立するのですが、これには、当時議論した内容が盛り込まれていました。

そして、最後は裁判員制度の問題でした。法律は平成16年に成立し、施行まで5年の猶予期間が置かれており、本年の5月から施行されるといふことになっていま

す。私が所長・長官になっていた時期ですが、裁判所の責任者の立場で、国民が参加しやすい裁判員制度の運用細則を決めなければなりませんでした。広い北海道の各地から、どうすれば裁判員に参加してもらえるか、6人の裁判員を選ぶのに、まず、何人呼び出すことにするのがいいか、そういう細則の定めをする問題です。また、裁判所の内部では、裁判員を交えた評議をどう進めるか、素人の裁判員が意見を言いやすいように、裁判官はどういう配慮が必要か、沢山の問題を議論しました。その結果は、5月から始まる制度運営の中で示される訳ですが、国民の意識を刑事裁判に反映させる。

という大目的を、大事にしてきたつもりでおります。

今回の司法制度改革は、日本における社会・経済の高度化、国民意識の多様化に対応しようとするものであることは言うまでもありません。法制度の改正は、全面的改正に至るまでに、何段階かの法の解釈による運用の改善があるわけですが、社会変化の進展、国民意識の変化が一定の段階を超えていくと、制度自体を改正するという課題になります。法律を学び、法を運用する上では、常に社会の動き・変化を意識し、秩序の安定のために従来の法解釈を維持すべきなのか、社会の変化を見通して、法そのものは維持するものの、解釈で少し枠組みを変えて行くべきなのか、あるいは、法制度そのものの変更を求める必要が出てきているのか、常に考えて行く必要があるのです。社会の動きを注視する緊張感のある姿勢が求められているのです。

5 公害等調整委員会での仕事

(1) 裁判官を定年退官した後、名古屋に戻って法科大学院で裁判実務科目を担当することになっていたのですが、急速、公害等調整委員会の委員長に呼び戻されました。

公害等調整委員会というのは、昭和47年にできた、裁判外で公害紛争を処理するADR（裁判外紛争処理機関）です。発当初から、司法手続によっては公害の抜本的解決が難しい事案について、専門的かつ柔軟な解決を担ってきまし

た。公害の原点とも言われる「濃尾川飲毒被害事件」、「不知火海の水俣病被害事件」、「スバイクタイヤ粉塵被害事件」、「有明海干拓による漁業被害事件」等々の公害事件を解決してきております。

歴代の委員長は、裁判官の中で高裁長官を経験したベテランが就いているのですが、平成19年から私が担当することになりました。公害紛争に特化した紛争解決機関であります。略して「公調委」と言います。

(2) 公調委は、現在、20件くらいの公害紛争事件を抱えておりますが、産業廃棄物からの水質・土壌の汚染、自動車排気ガスによる大気汚染、ダムの放流による海域の漁業被害、騒音・低周波音による健康被害、化学物質飛散による健康被害など、難しい事案が目白押しです。もちろん、法律に基づく紛争解決ですから、不法行為法、環境法、行政法規に基づく環境基準等、一連の法律規則を把握しなければなりません。また、環境の保持には、地球規模の規制が必要

でありますから、国際環境法（条約、議定書など）に基づく規制も念頭に置かなければならないのです。

しかし、法律的規制の問題であれば、これまで法律に携わってきた知識・経験によって、それほど違和感なく対処できるのですが、水質・土壌の汚染、大気汚染ということになれば、すぐに化学物質、有機化学の問題になります。複雑な分子構造も読み分けなければなりません。地下水汚染であれば、地質・岩盤や断層に関する地学の知識が必要になります。騒音なら

通常人には音として感じない音域の空気圧による健康被害で、これを知覚する体質の問題も加わりますから、医学、生理学の知見も必要です。漁業被害であれば、海洋学、水産学、ひいては文献にもない漁師さん達の体験的事実からも学ばなければなりません。公調委では、理系の大学教授らを事件ごとに専門委員として依頼し、お知恵を借りますのですが、そのご意見を理解するだけの知識は必要です。事件ごとに、1つ1つ新しい勉強をしているというのが最近の実状です。

(3) 公調委が取り扱った公害事件を一つ紹介します。

香川県の豊島という瀬戸内海にある島に発生した産業廃棄物の不法投棄の事案です。豊島開発という会社が、ゴミ処理の許可を受けて、一般ゴミを収集して埋め立てるといふ事業を始めたのですが、実際は、対岸の兵庫県や大阪府などの大都市から、有害な産業廃棄物を有料で集めてきて、島に不法に埋め立てていました。その結果、豊島は産業廃棄物の山になり、一帯は、土壌・地下水が汚染され、海にまで流れ込んで、瀬戸内海の海域まで汚染させてしまう事態を引き起こしていました。警察が豊島開発とその経営者を摘発し、刑事罰を科し、香川県は、会社の事業許可を取り消して、原状回復をするようにとの措置命令を出しましたが、経営者は、会社を倒産させ、逃げてしまいました。豊島は、56万トンもの産業廃棄物が残され、そのまま放置されたのです。豊島の住民は、平成5年、不法投棄をした経営者、産業廃棄物を排出した事業者、監督を怠った香川県を相手方にして、公害等調整委員会に対し、有害廃棄物の撤去を求める調停を申立てました。公調委は、汚染の実態を調べ、廃棄物と汚染土壌をどう処理すればよいか、まず調査しなければなりません、その調査費用だ

けで2億3000万円を要したのです。結局、豊島の8キロ西にある直島まで、汚染された廃棄物・土壌を海上輸送し、直島にある三菱マテリアルの焼却炉で溶融処理することで合意させることにし、平成12年によく調停が成立しました。国と県が費用を出し、排出事業者にも金を出させ、平成28年末までに全量を撤去するという内容です。豊島に中間処理施設を建設し、直島までの廃棄物・汚染土砂運搬専用船2艘を運航させ、溶融炉での処理を13年間続けるといふ事業ですが、現在も、公調委の監視のもとに処理が進められています。費用は、施設整備だけで200億円、処理事業費300億円、総費用500億円にも上ります。

この事件は、公害をいったん発生させてしまうとどんな後始末が待っているかを示しています。また、これだけの事後処理は、国の関与なしに解決することがいかに難しいか、このことも示しています。

6 法律を学ぶころ(まとめ)

私の経験を長々とお話してきました。法律に携わる仕事をしてきて、なにが必要か、皆さんがこれから法律を学ぶとすればどんなことに心がけてほしいか、それらをお話してお話したつもりです。最後に、私が申し上げたいことを、少し、纏めさせていただきます。

(1) 法律の対象は、社会であり、人間であります。ですから、法律はどうであるべきか、どう解釈されるべきかは、その社会・人間を十分に知らなければならぬということですから。そのためには、社会を成り立たせている政治・経済・歴史、人間の営みである思想・心理・感情などについて、深い愛着と関心を持ち、洞察力を蓄えていただきたいのです。そのことをまず申し上げたい。

同時に、法律が対象とする分野は、ほとんどすべての学問分野に関連します。経済学はもちろんのこと、人間にかかわる歴史や心理・教育の分野、科学技術、すなわち、建築・土木工学、電気・電子の工学、地質・地理の分野、農林・家畜・水産の分野、医学・薬学ひいては遺伝子工学の分野、あらゆる分野の問題が検討課題に挙がってきます。それらの諸分野の課題を理解できる柔軟な理解力が求められます。そうは言っても、すべての学問分野をあらかじめ研究し、専門書を読まなければならぬということではありません。それらの課題については、その

他の分野の問題について、合理的に理解する能力が必要なのです。それは、『物事を論理的に分析し、思考を合理的に展開する能力』、そして、『他の分野への一定の関心』があれば大丈夫なのです。その『物事を論理的に分析し、思考を合理的に展開する能力』を身につけるには、法律を学ぶことが一番よいのです。法律を学ぶことによって論理的思考能力を育ててください。その能力があれば、将来どんな道に進もうとも、何事にも対処できる『力』になって行きます。

(2) その上で、私は、専門家は専門的領域についてきちんとした力を持たなければならぬということとを申し上げたいと思います。皆さんは、全員が法律家になるわけではありませんが、社会のどんな分野に進むにせよ、法学部で法律を学んできたということ、自分の『力』にしなければなりません。大学で法律を学んできたと言ふ以上、社会からはそれにあさわしい指導力が求められます。その役割を果たせるよう、しっかりと法律を学んでいただきたいと思

最近の風潮では、マスコミでも政治でもそうですが、大変に情緒的な対応がもてはやされています。す。ようするに、素人に受けやすいように、それが心地よい解決かどうか、結果の善し悪しのみで評価されているように思います。複雑・高度な社会になればなるほど、一般大衆は、問題の所在をつかむことができず、結論がよければよい、という反応になります。

しかし専門家は、それは何に起因する問題であるのか、その論点的論点は何であるのか、その論点にはどのような見解があり得るのか、一定の見解に立とうとするとき、その見解を成り立たせる事実的要素は何であるのか、きちんと説明できなければなりません。専門家は、社会に起きた出来事を説明する責任を果たさなければならぬのです。皆さんは、法律の専門家として、そのような説明責任を果たせるように、法律を学んでいただきたいと思

専門家が専門家としての役割を果たすことができれば、その社会は大きく誤ることはないでしょう。皆さんは、将来どのような仕事につかれても、専門家としての役割をしっかりと果たしていただきたいと思

(3) 纏まりのない話になってしまいましたが、私の話は以上で終わりにしたいと思います。ご静聴、ありがとうございました。

祝辞

平成二十一年度法学部卒業生に贈る

同窓会理事

東北大学高度イノベーション
博士人材育成センター 特任教授

渡辺 幸男

(昭和39年生)



みなさん、ご卒業誠におめでと
うございます。僭越ですが、同窓
会を代表して心からお祝を申し上
げます。同時に、皆さんにとって
は、これからが新たなスタートで
すので、社会のため今後大いに活
躍していただきたいと思えます。
私は今年で法学部を卒業して46
年になります。みなさんの約2倍
の年数をビジネスの世界と大学で
生きてきたことになりました。これ
まで様々な体験をしてきました
が、その中から今日はみなさんに
次の3つを申し上げ、祝辞とさせ
ていただきたいと思います。

一つは「明確なロマンを持ち、
それに向かって着実に実行して
いって下さい」

私はかつて、社会で成功した人
とそうではない人との間にどのよ

うな違いがあるのか、調べたこと
がありました。その結果、必ずし
も頭脳や学校の成績が優秀であ
ることが要件とは限らない。社会
で成功する人は、「若い時期から、
自分がやりたい仕事や将来なりた
い姿を明確にし、それに向かって
着実に努力している」ということ
が判りました。また成功した人は
常に一歩上の立場からものごとを
見ようとしていることに気がつき
ました。多くの人は、日々の忙し
さに追われ、自分の成りたい将来
の姿を考えているようで、余り考
えていない人が結構多いようで
す。みなさんは、社会に出て言わ
れたことだけをやるのではなく、
未来社会のリーダーとして、自分
なりのロマンを設定し、それに向
かってひたむきに努力していつて
欲しいと思います。

①ここでいう「熱い思い」とは、
今自分が持っている実力を精一杯
発揮し、ものごとを成し遂げよう
とする気概であり、プロの人間と
しての誇り・プライドのことです。
②「わかる」とは、a 十分な基礎
素養や専門知識を持ち、論理的に
考え、バランスの取れた判断がで
きる。及び、b 人間を理解し
他人の気持ちや心の痛みがわかる
ことです。かつて中川善之助教授
は「大学生に知識は必要である。
しかし知性ばかりが人間をつくる
ものではない」という素晴らしい
言葉を残されました。本当のエ
リートとは、必ずしも成功の連続
で順調にきている人ではなく、挫
折や失敗の経験も持っており、多
様な人達の心の痛みがわかり、共
有できる人のことです。

③「できる」とは、専門知識を実
務に活用して成果に結び付けてい
く「実務応用力」を持つているこ
とです。世の中は、いくら立派な
ことをいつても、結果が出なけれ
ば信用してもらえません。
④「うごける」とは、状況の変化
に合わせて、効果的なリーダー
シップを発揮し、組織を動かして
いく「人間力」を持っているとい
うことです。ワンパターンのリー
ダーシップだけでは多様な人々や
組織を動かすことは出来ません。
状況に応じて他人を立てるべきと
きは立て、自ら出るべき時は出る

といった臨機応変の動きができな
ければなりません。何よりも周囲
の動きを観察し、「気付く」こと
が重要です。
このような観点から最近の学生
を見ますと、理屈だけと言うが
やらせるとできない。粘りが足り
ずすぐ諦め、出来ない理由を言い
訳する。人や組織を動かせない
といった現象が見られます。いわ
ゆる「わかる・できない・うごけ
ない」人が大勢いるようです。こ
れからの社会では、熱い思いを持
ち、わかる・できる・うごける人
間が必要とされています。
三つは、人的ネットワークを大切
に。同窓会の意義は正にそこにあ
る。大事に育てて欲しい。
どんな優秀な人でも、一人で出
来る仕事には限度があります。み
なさんも、今後社会に出ますと、
一人ひとりが異なる組織で見知ら
ぬ人達と人間関係を築きながら、
仕事をしていくこととなります。
こんなとき支えになるのが、人的
ネットワークです。時代は違つて
も、青春のある時期を、同じ学び
舎で学び、過ごした経験を共有で
きるということは素晴らしいこと
です。北大に有名なクラーク博士
の「青年よ。大志を抱け」の碑が
ありますが、本学にもそれに勝る
とも劣らない「若き日の友情と
感激のために」という中川教授
の碑が川内の中善桜並木に立つて
います。今から約48年前に法学部
の学生が中心になって植えたもの
です。ここで共に学んだ皆さんが
永い友情を培って欲しいと願う
ものです。
社会は多様な人と人との関係か
ら成り立っており、何をするにも
どれだけの人的ネットワークを
持っているかが仕事の優劣を決め
る大きな要因となります。社会に
出ると、長い歴史を持つ本学の卒
業生は、社会の多様な場で数多く
活躍しています。私も、それまで
接触の無かった企業との交渉が難
航していた折、たまたま折衝相手
が同窓の大先輩と判った途端、そ
れまでこじれかけていた交渉がス
ムーズに決着したというケース
もありました。
皆さんは、この同窓会というも
の意義を充分認識していただ
き、ネットワークを活用し、大き
な仕事に役立てて欲しい、またお
互いの親密な接触の中から、素晴
らしい人間関係や人としての学び
を見つけて欲しいと思えます。そ
して、これらのシステムを長く後
輩の諸君へ繋いでいつて欲しいと
思います。
改めてみなさんのご卒業をお祝
いし、これからの人生のご多幸を
祈念し、祝辞とさせていただきます
す。

以上

講演要録

東北大学 元総長
阿部博之

東北大学の百年と将来像

(以下は、平成22年4月18日 法学部昭和35年入学者の入学50周年を記念して法学部一番教室において行われた講演の要約です。)

本日は皆様の法学部入学50周年の集まりにお招きいただき、この標題で講演を、との要望がありましたのでしばらくお話しさせていただきます。

1. 創設時代

(1907-1919)

皆様ご存知のように6月22日が本学の創立記念日で、これは大学創設の勅令が明治40年に官報に公示された日であります。その第1条に「仙台に帝国大学を置き東北帝国大学と称す」と、第2条に「サッポロ農学校を東北帝国大学農科大学とす」と書いてあります。当時の帝国大学と言うのは、総合大学と言う意味で二つ以上の学部がないと帝国大学とは言わなかったのです。仙台に理科大学を作り、北海道大学の前身であるサッポロ農学校を農科大学として、農学部・理学部の二つで帝国大学とした訳です。北大の立派なキャンパスの中に当時の建物が残っていてそこに東北帝国大学と書いてありますから、何かの折に北大に行かれたら注意してご覧ください。

さい。仙台に三番目の帝国大学を置くことになったのですが、仙台の中でキャンパスをどこにするかは大きな問題でした。結果的にはご存じ片平になった訳ですが、当時は旧制二高や魯迅が学んだ医学専門学校の校舎があり、また南六軒町には高等工業学校があり、それらに結局は出てもらった訳です。本当は宮城野原に作つたらと言う話がありました。編入されておらず実現しませんでした。そちらに出来ていたなら広大なキャンパスが確保され随分と違う展開になったのではないかと思います。

1907年に創立したのですが、実際に理科大学が開学したのは4年後です。それまでは教授候補者たちが海外留学して腕を磨いており、同時にキャンパス整備をしていた訳です。当時帝国大学を作る時は一つの思想があったようです。東京帝大は最初でもいろいろな学部が林立していましたが、京都帝大以降は各帝大

に医学部は作りますが、それ以外は例えば京都は理工学部(理工科大学)、東北は理学部(理科大学)、東北の後の九州は工学部(工科大学)、北海道は農学部(農科大学)と言ったように一つの特色を持たせました。最後は文字通り総合大学になるのですが設置時はそういう特色を持たせたのです。東北の理学部は、当時工学系は大学一步手前の専門学校のレベルを含めると全国にたくさんありましたが、理学系は全くないというところで理科の期待を一身に集めて作つたようであります。1915年に医科大学が出来て農科、理科と医科との3学部体制になり、1918年に農科大学を分離(北海道帝大として独立)し、東北帝大は理科と医科の2学部となりました。その後今日に至るまで少しずつ拡充してきた訳です。

皆様ご存知のように「研究第一主義」「門戸開放」「実学尊重」という言葉が東北大学の理念としてよく語ら

れますが、これは大体初代総長沢柳政太郎先生と二代目総長北條時敬(ときたけ)先生の先見のな見識によるものであると思います。具体的なこと一つは女子学生を入学させるということで、当時では欧米でもかなり先見的であったと思います。当時の総長は偉くて文部省が反対でもちゃんと出来たのであります。また教授の研究からスタートした付属研究所の設置も金属材料研究所の前身となる臨時理化学研究所第二部から始まると言えるのではないかと思います。

2. 拡充時代

(1919-1949)

1919年から医科大学・理科大学が変わりまして学部になりました。ここから旧制の終りまでを勝手に「拡充時代」として振り返ってみます。私は工学部機械の卒業ですが、工学部が出来たのが1919年です。理学部が出来てから12年たっています。仙台高等工業学校と言うのがあってこれを東北帝国大学工学専門

部に替えて準備したのですが、なかなか工学部にしてくれなかった。それは東北には工業がないから工学部は要らないのではないかと準備だけしていつまでも待たされたのです。そこを工学部と言うのは工場の下請けではないと強調して、理学的な基礎を非常に重視した工学部を作りました。これが実は成功しました。分かります例を言いますと金属工学科でそれ以前の東京・京都では冶金学科でした。それをもっと物理とか化学の基礎を重視した金属工学科にしたのが東北大です。これが非常に当たりま

して研究とか企業の様々な難問を解決するのにフィットしました。西澤先生のおられた電気通信研究所もそうした理科的なベースを持つていました。工学部が出来た3年後に皆さんの母体である法文学部が出来ております。完成は工学部・法文学部とも1925年ですが、講座数を比較すると、講座と言うのは研究教育の単位で

正規の教授が必ずいるポストと簡単にご理解ください、工学部が22講座、法文学部が44講座です。法文学部の規模がいかに大きいか分かりません。内訳は法学14、経済6、文学24講座です。今では東北大学と言うと工学部の大学だと思っ

ている人が大勢いますが、実際にはスタート時このようによやく作ってもらいしも小規模でした。その後色々な時代の要請もあった訳ですが、今私は少し工学部偏重になりすぎているのではないかと心配しています。他の学部にも頑張ってもらって工学部以上になっていただきたいという思いがあります。本題に戻り、何故法文学部としたか私なりに調べたことを申し上げます。仙台に法科大学を作るという話はだいぶ前からありましたが、なかなか進まなかったのは役人・裁判官・検事とか特に役人の養成には東大だけで十分ではないかという意見があったから新設は難しかったのではないかと言うのが一つの

要因でしょう。現に北大・阪大・名大などでの文系学部は戦後設置されており、文系を持つ帝大は東京・京都・東北・九州で終わりました。それでも文系学部を作ったもう一つの理由は、正9年頃からの高等学校の増設に伴う卒業生の大学進学を受け皿というニーズと、それら高等学校の語学・哲学とか歴史教授の育成と言うニーズがあったように思います。法文学部にしたのは、当時法学部の法律だけに詳しい東京・京都の卒業生を見ているとどうも教養が足りない、裁判でも高級官僚でも法律だけで仕事されるのは良くないと言う貴族院の意見が強く反映したというようなことが50年史等に書かれてあります。この法文学部の教授陣がまさに一級であったということとは皆さん良く知っておられるとおりです。これは東

北大学の「研究第一主義」が理学部・医学部・工学部・法文学部と続いて非常に見識の高い学識に優れた一級の先生方に来ていただいたということのようです。皆さんの学生時代(1960-1964)の頃、そしてその後少し飛んで皆さんの時代に入りたいと思います。1957年に大学50周年記念式典が行われました。哲学の高橋里美先生が総長になっており総長ではなく学長と言っておりました。その後の黒川学長が皆さんの時代です。この時北大の杉野目先生・東大の茅先生・阪大の赤堀先生と東北の黒川先生と実に旧帝大7校中4校の総長が東北大出身でした。おそらく空前絶後、今後も一つの大学卒では東大卒といえどもこうした状況は起きないのではないかと思います。いかに初期の東北に傑出した人がいたかと言う一つの証左です。皆さんの頃は卒業証書は公文書ですから学長名義ですが式典は総長として行われていたはずで、帝大時代学長と言うのは学部長を指す言葉で大学のトップは総長でしたが、戦後新制に切り替わった時点で国公私立すべて学長と呼称するようになりまし

た。高橋先生は総長呼称を復活しようと50周年記念で言っておられましたが、東北大が総長呼称を正式に復活させたのは私の前任西澤先生の時です。黒川先生の時代に学長6年と言う慣例がスタートしています。私が大学院生だった時代も含めて、先に頂いた「法学部同窓会50周年記念誌」に取り上げられている中川善之助先生は非常に人気のある先生で他学部にも名前が聞こえており、私なども、中善先生は何時学長になるか、と卒業生から聞かれたこともありまし

た。高橋先生・黒川先生・宗教学の石津先生と続く流れの中で、時の運と言うほかないのでしょうが巡り合わせがなかったのだと思います。それはさておき皆さんの時代前後法文学部時代から法学部を支えてこられた名だたる先生方が定年で教壇を去られました。これは皆さんの方が良くお分かりのとおりですが、文字通

4.

りきら星のように法学界をリードし学者としても非常に優れておられた先生方でありました。私と近くでは2年上に樋口陽一先生・同期で小山貞夫先生がおられます。今でも東北大学法学部には優れた学者が結構おられると思いますが、当時ほどきら星であるかどうかと言われるともう少しきら星になっていただきたいと思うのが他学部から見た感想でございます。

国立大学法人化

(2004)

ここで私の総長時代に飛ばせてもらいます。私の任期は1996年から2002年で、この時期は法人化にかかる大学改革の時期と重なります。前任西澤先生は電気通信研究所出身で学内にはそこから工学部出へのバトンタッチですが、対外的には工学部から工学部へと二代続くように見えるので最初は固辞したのですが結局は引き受けることになりました。そこで総長補佐体制を強化し東大にあった総長特別補佐

5.

を導入し法制史の小山先生に文系を代表していただきました。その後筆頭副総長も小山先生にお願ひし支えていただきました。法人化の議論の中では、政府の行政改革の中枢に居られた藤田宙靖先生に気軽にいろいろと教えていただきました。国立大学法人法が出来て独立行政法人(独法)とは少し違うのですが、残念ながら私が関与しなかった財務・労務関係が独法と似すぎていて何と何と修正できないかと考えております。私が総合科学技術会議にいたこともあり、長期的政策が弱いとか高等教育に対する公的支出が少ないといった課題が気になっています。それから専門職大学院に関して総長に上がる手前での検討が色々試されておりましたが、私はもう少し口とお金を出しておくべきだったと反省しております。

これからの東北大学は?

今後のことは大変難しい問題ですが、多少私見を述べてみます。日本が文字通り

先進国の一員としての文化立国を目指すのであれば、海外から見ても魅力のある大学と学術文化の母体となる文化的に特色のある都市を一定数作る必要があります。追いつけ追いつ越せの時代は画一的・一極集中であることが効率的でしたが、本当に先進国になって日本からクリエイティブな様々な魅力を発信していくことになれば多様性の重視が必要になります。そこで大学としての理念の明確化があらためて求められます。本学では私の時代はかなり徹底して全学的に議論を行い、今日的な意味での「研究第一主義」「門戸開放」「実学尊重」で進むことを確認しております。財政的自立のためには百年がかりで確りした運営基金を作ろうと提案しました。国の関与が減った分同窓生や地域社会との連携を強化していくべきだろうと思います。東北大学は比較的広い地域から学生が集まってきています。それを長所にして、さらに優れた学生・教師が世界中か

6.

ら集まって来る大学にしなければいけない、またそうした学生がスポーツとか学園生活に色々エネルギーを使える大学にしていかなければならないと思います。卒業生は母校と言ってもなによりも出身学部に親近感を持っていきます。出身学部と合わせて全学を対象に寄付をお願いするのが実態ではないかと考えております。

日本の未来、人類の未来

最後に、学者の役割と知のエートス、広辞苑で民族や社会集団に行きわたっている道徳的な監修・雰囲気と定義されていることを考えてみたいと思います。私が愛読している丸山真男先生の「『文明論之概略』を読む」(岩波新書)に説かれるところですが、行政の役割は今困っている問題を解決することにありますが、学者は長期的なことに対してキチンと提言することをしなければならぬ、日本国をどうしていくか・地球や人類の様々な問題にどう対処すべきか、長期的な視点で

意見をどんどん出し、時の政府がその中から時に応じてビックアップして実行に移していくようにしなければならぬと思います。大体先進国ではそのような感覚で進んでいるところが多いように思います。また、丸山先生は知の建築上の構造と言うことを述べておられ、情報・知識・知性・叡智と進むほど前段階を包含していくことが大切と指摘しています。教育はインターネット検索でわかる程度の情報や知識でごまかされてはいけない・クイズ秀才ではだめで知性・叡智・クリエイティビティが大切ということですが。



連載 先生の研究紹介

私の専門と「法学部」

東北大学法学部教授

大内 孝
(昭和60年卒)

私の専門は西洋法制史、特にアメリカ法制史です。西洋法制史は、わが学部では戦前から講座が置かれていた（戦前の講座名は「法史学」でしたが）、もはや伝統ある学問分野だと言ってもよいでしょう。ところが、

環境さらには研究者自身の特性が、それぞれ如実に反映された一つの表れであるような気がします。以下は、文字通り駄弁を弄する雑感ですから、読者の皆さんは気楽に読み飛ばしてください。

私の本来の専門であるアメリカ法制史は、「西洋」法制史の中でごく新しい分野であるだけでなく、日本でこれを「専門」の筆頭に掲げる研究者は、おそらく私が唯一だろうと思われま

す。この状態が、かれこれ十五年以上も続いているのです。要するに、私は、きわめて新しい分野を「開拓」しようと独りもがいている身に過ぎないのにもかかわらず、伝統ある学部の伝統ある研究室に席を占めさせていただき、またしかし、その後長く孤立した立場にあるわけです。このことは、かつてと、最近の、大学・学部・研究

環境さらには研究者自身の特性が、それぞれ如実に反映された一つの表れであるような気がします。以下は、文字通り駄弁を弄する雑感ですから、読者の皆さんは気楽に読み飛ばしてください。

戦前の栗生は、まさにわが国における西洋法制史研究の草分けで、その着眼の確かさとスケールの大きさには今でも圧倒されます。二代目の世良は、言わずと知れたドイツ法制史の大家で、日本において西洋法制史を真の社会科学たらしめた最大の功績者の一人と言えま

し、直接の師弟関係はありません。しかし、ごく自然な学問継承の姿だったと言えるでしょう。世良を引き継いだ三代目の小山は、日本におけるイギリス法制史学の草分けであり、その最大の確立者であることは、現在では誰もが認めるところです。ところで、小山が世良の後任として法学部に着任したことは、当時尋常ならざる注目を集めたようです。特に、ドイツ法制史の世良が、イギリス法制史の研究者を後継にした点が、一般の目には新奇に映ったのでしよう。

法学の狭い一分野として、英米法学者によって片手間に、したがってその学問的意義も曖昧なまま、ごく中途半端に扱われていたに過ぎないのが実情でした。にもかかわらず、現実にはわが法学部の西洋法制史講座はドイツ法制史の世良からイギリス法制史の小山へと受け継がれ、しかも、わが国における西洋法制史の最高峰の地位（少なくとも私はそう信じています）は、微塵も揺らぐどころか、さらに確固たるものになりました。私はこのとき、ある種の「心意気」が大きく働いたように思えます。そしてこの心意気は、かつてわが法学部全体が身に帯びていた気性、あるいはエートスのようなものの、一つの現れだったのではないのでしょうか。

学問における「権威主義」と対極をなすものです。学問における「権威主義」とは、（普通は違う意味で用いることの方が多いですが）ここでは次のような基本的志向を意味します。それは、「こうすれば間違いがない」という方向に導こうとする志向です。たとえば、「これこれをこうすればわが国は近代国家として間違いなく発展できる」という、それに依拠すれば（理論や想定を越えた大飛躍がないかわりに）間違いない着実な発展を期待させてくれる、拠るべき権威です。権威主義の学問は、その学問分野の「本流」作りにもしばしば熱心な傾向にあります。伝統的な官立・国立大学の中には、自覚的にか無自覚にかはともあれ、この志向を「学風」にするものがあり、それはそれで、なくてはかなわぬ、尊いものでしょう。それに対して、学問における進取の気性は、「こうすれば間違いがない」を度外視して、未開の原野に踏み込みます。文字通りの「草分け」です。多くの試みが目立った成果なく徒労に終わるでしょうが、たまに、大

連載
在校生の活動

法社会学研究会の活動



法社会学研究会前代表

宇塚 浩 志

今年度活動の紹介文を書かせていただくことになりました。法社会学研究会前代表の宇塚浩志と申します。

私達法社会学研究会は、書物からは見えない生きた法の追及をモットーとし、関心を持った社会問題について法律的な観点からアプローチをしつつ検討をするという形で活動しています。

具体的に活動の流れを説明しますと、活動は大きく前期と後期の二回に分かれていて、活動の最初に部員で話し合いをして調べるテーマを決めます。最近の傾向では「法社会学」という言葉には必ずしもとらわれておらず、法学とは直接の関係が無くても関心を持った社会問題

について法律的な観点からアプローチしつつ検討するという形式をとっています。テーマが決まった後は週に一回授業の空きコマを使って議論形式の活動を行います。一回分の活動が一通り終わった後は、夏休みや春休みを使って、自分達が調べたいテーマについて詳しい方の所へ伺い取材をするフィールドワークというものも行っています。

昨年の後期の活動では裁判員制度について調べたのですが、その時には仙台地裁の第一回の裁判員裁判を担当された弁護士杉山茂雅先生にお話を伺いました。このようにして一年間の活動を終えた後に「轍」という研究報告書を作成し、その年の活動のまとめを行います。



昨年の前期は仙台市選挙管理委員会から委託を受け、選挙啓発のイベントを行うという普段の活動とは異なる活動を行いました。このようなイベントを開くということはほとんどの部員にとつて初めての経験だったので、最初はとまどいの連続でしたが、部員全員が協力しあつたこともあって無事成功させることが出来ました。

心地の良い非常にいい自主ゼミだと思っています。今回私が紹介文を書かせていただいたのを機により多くの方に法社会学研究会のことを知っていただきたいと考えています。

また、普段の活動以外にも様々なイベントを行っています。4月に花見、5月に新歓、8月に夏旅行、10月に芋煮会等です。こうしたイベントも行いながら、アットホームな雰囲気です。部員全員で仲良く楽しく活動をしています。

法社会学研究会はまだ歴史が浅く、人数もあまり多くないので知名度はそれほど高くないかもしれませんが、私は居

るから法社会学研究会を援助していただいている同窓会の方々は本当に感謝をしております。そして、これからもよろしくお願いたします。



法社会学研究会はまだ歴史が浅く、人数もあまり多くないので知名度はそれほど高くないかもしれませんが、私は居

22年度同窓会総会のご案内

〈同窓会本部・東京支部総会〉

- 日時：11月5日(金)18時～
(第1部)総会
(第2部)懇親会
- 会場：(東京神田)学士会館 TEL 03-3292-5936
- 会費：@7,000円
出席される方は佐藤正之事務局長宛に氏名・卒年を連絡願います。
TEL/FAX：047-453-9592
E-mail：Seish-s@xc4.so-net.ne.jp

〈宮城支部総会〉

- 日時：11月12日(金)18時～
(第1部)総会
(第2部)懇親会
- 会場：ホテル法華クラブ仙台 TEL 022-224-3121
- 会費：@5,000円
出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年をご連絡願います。
TEL/FAX：022-795-6181
E-mail：dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

会員だより

登山の喜び



剣持潤四郎
(昭和44年卒)

会は日本で公認山岳ガイドを認定する唯一の組織である。平成十五年からその N I A J (今井通子先生を中心とした公認山岳ガイドクラブ)の末席にも大蔵喜福先輩(エベレスト登頂)の推薦で名を連ねている。

平成十七年三月 N I A J 総会の懇親会で、ヨーロッパアルプスツアーが話題となる。ヨーロッパで最初に登るとしたらどの山ですかと尋ねてみた。モンブランと答えて返る。学生時代愛読したヘッセ

作品で岩峰登攀を得意とした主人公が一瞬頭をよぎる。その主人公に小生を勝手に重ねる。以後モンブラン登山を意識し、N I A J の先輩方による合宿訓練を受け、岩峰登攀、氷上歩行など岩氷の登山技術を磨く。

平成十八年四月、直近五年の天気情報を参考にしてモンブラン登山を七月十七日から二十日に絞り、独りで飛行機とホテルの予約をする。七月十四日成田発ミラノ経由でジュネーブに飛び、十五日バスでシャモニーに入った。

最終登山計画(略図参照)を作成する。登りはモンブラン三山コースを採用。十七日十五時エグイユーデユミデイ展望台①をスタート。十六時コスミック小屋②に到着し宿泊。十八日二時小屋②をスタート。タキュールの肩③

とモンモデイの科尔④を越え、十二時モンブラン頂上⑤。降りにはグレートコースを採用。グレート小屋⑥とテートルース小屋⑧を経由し十九時ニードグロ⑨に到着。要注意は次の二箇所。登りではモンモデイの科尔④への四十mある垂直な氷壁登攀。降りでは落差五百mを大の岩石が間欠的に落下してくるクローアール⑦の横断。

下見のため最初富士山よりも高いミデイ展望台にロープウェイで上った時のこと。展望台の高度感とモンブランの迫りに驚駭動転した。詩人バイロンは、モンブランを万年雪の王冠を戴く山々の君主と称している。急峻な四千m級の岩峰と教会の尖塔モデルにもなつた針峰群の凄さは半端ではなかつた。

十七日コスミック小屋での夕食は、若い白人男性七人の中で食事する。年齢は六十歳、日本から独りで明日モンブランを目指していると自己紹介する。話を聞いて、小生にスープを注いだり、料理をお皿に盛ったり、登頂の成功と登山の安全を祈って乾杯までしてくれられた。山男の友情は万国共通だなどと感激した。

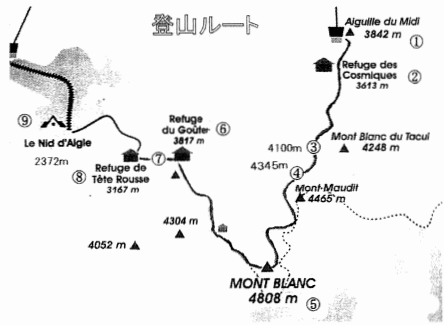
十八日二時小屋出発。六時モンモデイの科尔の下。先発組の登攀まで一時間待機する。十一時モンブラン頂上。天気恵まれ、還暦

は、暗くなる寸前の二十時半ニードグロに無事下山出来た。昨今深田久弥百名山の登山ツアーが流行っている。七年前から幌尻岳、久住山、祖母山を残したままである。小生の登山は、自分の好きな名山を持ち、四季を通じ、健康で安全な登山を目指し、人生をより豊かにするものと自覚している。日頃の健康管理、装備と登山技術の習得はその基本と思つて

いる。平成十五年山岳遭難の防止も兼ね「素人の中高年登山」を書いた。それを使用し、現在東京都港区主催のまなび屋講座を担当している。登山は自然の美しさに気づく感性を育み、心も豊かにしてくれる。そんな登山のお手伝いを今後もしていきたいと思うこのごろである。

モンブラン四八〇八mの頂上で、還暦の小生は腹の底から万歳、万歳、万歳と矢叫びを上げた。平成十八年七月十八日十一時、単独でモンブランに登頂した瞬間である。R・シユトラウス、アルプス交響曲の頂上シーンが眼下に広がる。紺碧の空、雄大な岩と氷の山群に深い感動を覚えた。

本格的な登山のきっかけは家族への罪滅ぼしからである。昭和五十七年四月朝日生命本社から岡崎支社に転勤する。仕事が忙しく家族連れの遠出も儘ならなかった。八月の最終金曜日夜半、家族全員車で乗鞍に出かける。偶然登山者を後追いし乗鞍岳山頂に登る。ご来光と雲上に聳え赤く染まる岩峰の連なりに深い感動を覚えた。自分もあの岩峰に立ってみたいと憧れる。下山後地図を確認す





写真の説明

① モンブラン頂上一人の写真は、ミデイ展望台を眼下に、偶然頂上で一緒になった三人連れのスペイン人登山者に撮ってもらったものです。

② モンブラン頂上三人の写真は、三人連れのスペイン人登山者二人と一緒に撮ってもらったものです。真ん中の人物(ウナイ氏)からはこれ以後毎月スペイン語のメールが送られてきます。

東北大鬼城句会

松本 貞
(昭和38年卒)

平成十七年初夏、同年開催の三八同期会の下打ち合わせに箱根に集った仲間から、文化的遊びの集会もどうかと提案が出た。幸い出席した俳人村上鬼城の孫である村上幹也氏(谿聲先生)が俳句の指導を快諾してくれた。

同年七月学士会館にて表記会名で場所を用意したところ、肩苦しい名称だが東大・京大に負けないよう精進しようとの主宰挨拶で始



まった。とはいえ俳句など作ったことのない同期4〜5名、学部の方先輩と桜草同人にも先生から声を掛けていただき、先ずは兼題、掛句用紙、精記用紙、選句用紙、披講、互選など用語解説から始まる。隔月開催を決め、口込みも効し経験豊富な同期生も加わり、人数も16名に達した。互いの俳号で名乗り合うことも板についてきた。主宰選として互選に漏れた句も拾い上げ

てもらえる気配りが励みになった。主宰が二〇年発行の同期会記念文集「野鶴」に「どっこい、ちゃんと続いて丸三年」という題で面白く語っている。

終了後の飲み会で同期生の情報交換も出来、毎年五月の高崎の鬼城草庵での句会も楽しみ。

平成二十二年七月第二五回開催を記念し、同人句集「三光鳥」を発行した。会員一六名の自選句一〇句にコメントを付け、主宰吟一〇句で巻頭を飾った。

現在、主宰谿聲先生が思わぬ病で療養中のため会員の互選を中心にして研鑽をしようという全員の高い会が続いている。

無愛想な苗売りにして頼みあり
主幸・村上幹也(谿聲)
伊東興三(興山)



げてもらえる気配りが励みになった。主宰が二〇年発行の同期会記念文集「野鶴」に「どっこい、ちゃんと続いて丸三年」という題で面白く語っている。

終了後の飲み会で同期生の情報交換も出来、毎年五月の高崎の鬼城草庵での句会も楽しみ。

平成二十二年七月第二五回開催を記念し、同人句集「三光鳥」を発行した。会員一六名の自選句一〇句にコメントを付け、主宰吟一〇句で巻頭を飾った。

現在、主宰谿聲先生が思わぬ病で療養中のため会員の互選を中心にして研鑽をしようという全員の高い会が続いている。

無愛想な苗売りにして頼みあり
主幸・村上幹也(谿聲)
伊東興三(興山)

流木や千里連なる夏の波
岩渕 上(如雨)

藪中の小滝の虫にヤマメ飛ぶ
内山武司(竹林)

夕星や茶寮の庭に添水鳴る
小川 修(修人)

日本の空が大好き鯉のぼり
奥山興悦(游悦)

八重桜散りたる後も花むしろ
加賀美一(竹風)

七草粥口元ゆるむ百二歳
小林幸司(幸風)

嫁に出すごとく新米送り出す
鈴木鍊一(蓮団池)

黒百合に託して告げる蝦夷の恋
高橋啓悟(啓窓)

稲妻にをのき思ふ9・11
中野安弘(仲安)

愚管抄先まだ厚き寒日
平山隆一(越庵)

被爆者の眠る辺りか牡蠣筏
松本 貞(貞風)

草餅をほおぼりメタバ考える
三浦器允(三浦)

冬將軍墨絵の世界描きけり
武蔵好彦(弁慶)

静の舞このあたりかと初詣
合田俊知(三鬼堂)

以上、主に句集「三光鳥」掲載句から引用。

開催は、奇数月の第四金曜日
一三時から一六時於学士会館。

開催毎の全記録は岩渕上氏尽力のHPで見ることが出来る。「東北大鬼城句会」(七文字)又は「COOLINDEXFRAME」。

同期生以外の参加も大いに歓迎します。連絡先は松本貞氏。

TEL・FAX 046-285-5690
e-mail:efn403@yahoo.co.jp

写真の説明
右は、句会風景、左は、平成二二年一月二三日の句会後の新年会記念写真、三二年卒樋口陽一先生、他三五年卒一名、三八年卒一名、三九年卒一名、四三年卒二名出席。

「東京芝蘭会」の活動

ソネットエントテイメント勤務

小西晴子

(昭和58年卒)

東京芝蘭会は、東北大学法学部同窓女子の会として、1986年発足。渉外・国際弁護士である森伊津子氏（小田滋・森伊津子事務所）が提案され、厚谷襄児氏（北海道大学名誉教授、弁護士）、樋口陽一氏（東北大学、東京大学名誉教授、日仏会館理事長）のご賛助を得、以来、会は24年目に入っています。早坂禧子氏（桐蔭横浜大学法学部教授）が事務局をしてくださり、毎年秋に1回、和気あいあいとした華やかな会を開いています。

「芝蘭の交わり」とは、「良友との高い境地の交わり」という意味ですが、実は、「芝蘭会」は今を遡ること80年、1930年（昭和5年）頃に、東北大学の全学女子学生会として発足しました。東北大学は、1911年（明治44年）に、旧制高校以

外の専門学校、高等師範学校の生徒も受け入れた初めての帝国大学で、続いて1913年（大正2年）に、日本で初めて3人の女子学生の入学を許可した大学でもあります。しかし、依然女生徒の数は少なく、故有賀美智子氏（S7年卒業、公正取引委員、国民生活センター会長を歴任、1999年ご逝去）によると、氏が入学された1929年（昭和4年）頃は、全学で8人程度だったようです。女子学生の親和向上を目指して、法文学部の教官室の隣に部屋を得、全学女子学生会として「芝蘭会」が発足。情報や助言を交換することのできる会として、15年あまり継続しながら、1945年7月のB29爆撃機120余機の仙台空襲で、校舎と共に消失しています。この「芝蘭会」のお名前を継

承させて頂いたものが、現在の「東京芝蘭会」です。現在、昭和28年（1953年）の卒業生から平成15年（2003年）の卒業生まで、年齢差50歳、幅の広い方々が参加される、開かれた会です。私が、「東京芝蘭会」に参加させて頂いたのは、1995年頃からです。毎回大変楽しみで、お会いする方々の、志を持ち続ける姿勢、現場で奮闘しながら前を向いて歩いている真摯さに、心地よい風を心に感じ、帰途につきます。故有賀美智子氏に、お会いする機会もありました。80歳を過ぎたご年齢でありながら、ぴんと伸びた姿勢、品格のある物腰とご発言で、公正取引委員、OECD総会副議長、コロンビア、ハーバード大で独禁法の講義をされた気概に、こちらも背筋が伸びた次第です。松島由紀子氏（独協大名管教授）、大森黎氏（作家）、小沼文子氏、川橋幸子氏（元参議院議員）、本橋美智子氏（弁護士）、北野かほる氏（駒沢大学教授）、川島志保氏（弁護士）、紙谷雅子氏（学習院大学教授）、山野目賀代氏の諸先輩にもお会

は、「陪審制度」のあり方、プロフェッションナリティーに関して、また、大学の自立性に関しても議論が交わされ、日本はこれでいいのかという話にもなりました。同期、後輩からは、百貨店、保険会社、カウンセラー、出版、自衛隊、主婦、弁護士、公務員、企業法務と多様な方々が集まられます。本音トークがあり、今の日本の状況が浮かび上がり、職場や家庭の話で盛り上がることもあります。私は、イラク戦争、パレスチナを描いた「Little Birds」ガーターパレスチナの詩」などのドキュメンタリーを制作しており、法律から離れておりますが、フェアでありたいという精神は、引き継いでいるつもりでおります。私にとって、「東京芝蘭会」は、閉じてしまいがちな自分の世界から一時離れ、心の扉を開けて安心して話すことができ、外から自分を眺める機会を与えてくれる、ありがたい存在です。いつか「芝蘭」（芝とふじばかま、香りのいい草）になりたいと思ひながら、日日を過ごしております。

「東京芝蘭会」の森伊津子氏は、世界各地を旅行された時の詩



を、年2回まとめておられます。「旅に求めるのは、まっさらな自分への初期化」と言われる氏の、第43回「砧花だより」（2010・1）より短歌を引用させて頂き、筆を置きます。

沈重花 迫る緊張 何時に解く
香りは浅く 春も浅いが
コルドバの 迷路さまよう 木陰から
月の雫が 一滴二滴

「是芝蘭會 是分蘭會」（故勝本正美教授筆、有賀氏から東京芝蘭会がひきついだ色紙）

本部だより

(1) 平成 21 年度収支決算 (案) と平成 22 年度予算 (案)

平成 21 年度は、同窓会設立 50 周年にあたり記念事業として「記念誌」を発行いたしましたので、通年よりもやや大きな予算運営となりましたが、「記念誌」は会員のみなさんの好評を得て予定を上回る販売実績を上げることができました。これに、会費収入が予算を上回り、131.8 万円と大きな差益を計上することができました。会員のみなさまのご協力とご厚意に感謝申し上げます。これで、5 年連続してプラス差益を計上し、さらなる財政基盤強化を図ることができました。ここから感謝申し上げます。平成 22 年度は、通年の予算運営に戻りますが、今年度も「組織強化」に注力して参ります。そのころみとして支部相互間の交流を図りたいと考え旅費等の予算を考慮いたしております。ただし、今年度の新入会員の会費納入が昨年より少なく、例年よりもやや小型の予算を組まざるを得ない現状です。通常会員の皆様には従来のご支援に増してさらなるご協力をお願い申し上げます。

★収入の部

単位:円

項 目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1) 会 費	5,635,000	5,919,000	284,000	5,537,500(年会費・新入会員および通常会員)
2) 利 息	3,000	10,019	7,019	11,010
3) 広告料	0	0	0	0
4) 雑収入	1,752,000	1,837,000	84,800	44,500(記念誌・名簿販売)
合 計	7,390,000	7,766,319	375,819	5,593,010

★支出の部

項 目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1) 会議等	360,000	452,690	22,690	390,000(通年並み)
2) 事業費(記念誌・会報発行他)	1,185,000	2,404,622	▲344,622	1,210,000(会報・進路を考える集い等)
3) 事務費(旅費・人件費等)	2,580,000	2,494,109	347,391	2,742,500(実績勘案)
4) 通信費(郵送料他)	730,000	813,720	276,280	740,000(通年並み)
5) 振替手数料	120,000	282,860	▲32,860	180,000(実績勘案)
合 計	4,975,000	6,448,001	268,879	5,262,500

★収支差額の部

項 目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1) 期間収支差益	71,000	1,318,318	1,246,418	330,510
2) 前期繰越金	19,964,675	-		21,282,993
3) 次期繰越金		21,282,993		21,613,503(見込み)

注:上記の収入、支出差益ともに(案)であり、「理事会」「総会」の承認を経て成立する予定です。

(2) 平成 22 年度主要行事予定

平成 22 年

- 4 月 7 日 法学部新入生オリエンテーション講演
- 4 月 13 日 【東海支部総会】(名古屋「鳥久」)
- 4 月 23 日 法祭大パーティ(新入生歓迎会)
- 4 月 28 日 第 1 回常任理事会
- 5 月 14 日 同窓会学術振興基金支援グループ懇親会
- 6 月 5 日 【広島支部総会】(鯉城会館)
- 7 月 7 日 同窓会本部・宮城支部・学術振興基金各会計監査
- 7 月 7 日 同窓会学術振興基金理事会
- 7 月 9 日 【岩手支部総会】
(盛岡メトロポリタンホテル)
- 7 月 12 日 同窓会学術振興基金申請採択連絡会
- 7 月 30 日 【秋田支部総会】(ルポールみずほ)
- 7 月 21 日 会報第 37 号発行
- 7 月 30 日 第 2 回常任理事会

8 月 27 日 【北海道支部総会】

(ビヤケラー札幌開拓使サッポロ ファクトリー)

10 月 9 日 平成 22 年度理事会

(片平エクステンション教育研究棟)

10 月 13 日 進路を考える集い(法曹)

10 月 15 日 進路を考える集い(公務員)

10 月 18 日 進路を考える集い(民間)

10 月 29 日 【福島支部総会】(杉妻会館)

11 月 5 日 同窓会本部・東京支部合同総会(学士会館)

11 月 12 日 【宮城支部総会】(ホテル法華クラブ)

12 月 10 日 【東北芝蘭会総会】(ホテル法華クラブ)

平成 23 年

1 月 21 日 【大阪支部総会】(朝日スーパードライ梅田)

1 月 26 日 第 3 回常任理事会

3 月 25 日 法学部卒業祝賀会

(3) 法学部同窓会学術振興基金

当基金は吉田正志教授を理事長として学生会員の課外活動援助を中心に運営しております。平成21年度は①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ150千円の刊行費用助成 ②「無料法律相談所」へ80千円の活動費補助 ③「模擬裁判」へ80千円の公演会場費補助 ④「法社会学研究会」へ60千円の研究報告書作成費用補助 ⑤「倶楽部国際法」へ80千円の大会登録料及び資料購入費補助 ⑥「法制史学会準備委員会」に100千円の総会会場費補助 並びに⑦「萩法研究会」への450千円の講師費用補助 と合計1,000千円の支出を行いました。

「東北法学」は紀要を2回刊行しました。「無料法律相談所」は花巻市で出張相談を行いました。「模擬裁判」は昨年引き続き川内萩ホールで冤罪と裁判員をテーマに公演を実施しました。また本年3月には片平小学校6年生を対象に同じテーマでの出前公演も実施しました。「法社会学研究会」は前期仙台市長選挙投票率アップキャンペーン公募に応じ見事採用され選挙啓蒙の一翼を担いました。後期は「裁判員制度」のテーマに取り組みました。「倶楽部国際法」は恒例の国際法模擬裁判コンクールで活躍しました。「萩法研究会」は司法試験対応への答案練習を実施しましたが本番では予想外の結果となり22年度が正念場と覚悟を新たにしております。本基金では今後とも継続的に安定した支援活動を展開して参りたいと思います。

(4) 同窓会設立50周年記念誌の刊行

同窓会設立50周年を記念して「記念誌—若き日の友情と感激のために」を平成21年10月に刊行しました。詳しくは別項「記念誌発行を終えて」をご覧ください。現在も一部1700円(送料込)で頒布しておりますので同窓会事務局までお申し込みください。

(5) 「会員名簿」の刊行サイクル変更について

同窓会では4年毎に「会員名簿」を更新し刊行して参りました。本来であれば来年平成23年が更新時期となります。しかしながら昨年「記念誌」を発行して皆様にお求めいただいたばかりですし、又過度の個人情報保護法実施の影響もあり本同窓会のみならず一般的にも名簿購入者が年々減少している現実を勘案し、刊行サイクルを5年毎に切り替えることにいたしました。従いまして次期刊行は平成24年となります。なお名簿としてより充実したものとするため皆様のお知り合い・同期での不明者データ解明に御協力をお願いいたします。

— 同窓会記念誌発行を終えて —

事務局長 清水 廣行

昨年10月の記念誌発行から約9か月になります。この間多くの皆様からご注文をいただき累計一千冊を超えました。今でも時折思い出したように購入・発送依頼が入ってきます。

編集後記にも書きましたが、せっかくの記念誌ですので、できるだけこの50年間の動きがわかり回顧出来る内容を盛り込みたいと事務局で構想を練り、平成20年7月の会報発行時に皆様に企画概要をお知らせするとともに原稿募集を開始いたしました。折りしも東北大学創立百周年の記念行事が重なり東北大学百年史が次々と刊行されて様々な学内事情が詳らかになり、また同窓会事務局にわずかに残された資料や同窓会報を読み込んで同窓会の50年を振り返り、諸先輩の足跡を訪ねた一年間でした。

歴代法学部長のほとんどの方々からも貴重な原稿をいただき、表の歴史からは見えない学内の動きを知ることができ、今後への大きなヒントが得られたように思われます。また、旧教官諸先生の残された言葉は、その大半が特定の学年の皆さん以外目を通されていないもので、改めて懐かしく諸先生の温顔を思い出された方々も多いのではないのでしょうか。中川先生にスポットが当たり過ぎているとのご批判も頂きました。編集者として思い入れが強すぎたかとの反省もありますが、各地の同窓会支部の成り立ちを知るに付け中川先生の同窓会に残したお力の偉大さを改めて感じた次第です。もちろん同窓会への支援には多くの先生方に陰になり日向になり関与いただいて今日の同窓会がある訳ですので、今後とも諸先生方との触れ合いについて会員の皆様からの投稿をいただいて掲載してまいりたいと考えております。

会員の皆様からもそれぞれに思いのこもったたくさんの原稿を寄せて頂きました。改めてご投稿いただきました皆様にお礼申し上げます。心残りは、女性からの投稿・平成卒業生からの投稿を集めきれなかったことや無料法律相談所活動及び模擬裁判参加の思い出がもっと多くの皆様からあれば更に充実した内容になったのではないかと、との思いです。これらについては今後の「会報」の中でカバーして参りたいと考えております。

写真に関しては、東北大学史料館に膨大なデータが残されており皆さまのパソコンからもご覧になれますが、その中から50年の回顧に相応しいものを選び出し提供していただき、皆様からお寄せいただいた写真と組み合わせました。現在の状況を示す写真はカラー写真としました。その他過去のキャンパスを思い出すヒントとして数点の配置図を掲載し、模擬裁判の記録をまとめました。模擬裁判のポスターは斎藤前幹事長のご努力で収集整理されたもので、折角ですのでカラー印刷しました。また、教養部の廃止された現在の授業がどのように行われているかを知ってもらえるように平成22年度の授業時間割も収録しました。

このように本「記念誌」は読んで楽しく、平成22年時点での資料としても同窓会員の座右に備えて頂くに足る冊子として仕上がっていると、自画自賛しております。未だ手にしておられぬ会員の皆様にもぜひお求めいただきたいと念じております。在庫のある限り一冊1700円でお届けしますので、同窓会事務局へご一報ください。

支部だより

北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成21年度総会を平成21年8月21日、札幌市中央区の銀座ライオンにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、芹澤会長と清水事務局長にご参加いただき、支部からは小納顧問以下23名、総勢25名での会となりました。

新田理事（S46卒）の司会により、総会で会計報告が承認さ



れ、今年も元氣なお姿を見せてくださった佐藤昭蔵さん（S27卒）の乾杯により、ビール会が開始されました。

芹澤会長より、現在の東北大学の状況について詳細にお話しただくとともに、清水事務局長からは、「東北大学同窓会50周年記念誌」についてご紹介いただきました。在学当時を思い起こしながら、一同感慨深く聞き入りました。

今年も、久しぶりに女性の参加者が増え、例年よりも一層楽しい会となりました。

また、転勤で札幌に戻られて久しぶりにご参加くださった方、「都合がよかったので」と飛び入りでご参加くださった方がいらっしやるのも、幹事としては大変ありがたい、会員のみならず、これまで支えてくださった賜物と思っております。

最後は、司会者の指名により、大友淳子さん（H16卒）の締め乾杯で、和やかに終了いたしました。

北海道支部の総会に幾度もご

参加くださいました佐藤道夫さん（S30卒）が、本総会の前にお亡くなりになりました。例年通りご案内葉書をお送りした後、訃報に接し、誠に残念でなりません。この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

（北海道支部事務局 平成4年卒）

岩手支部

「平成21年度岩手支部総会開催される」

佐野 淳

平成21年度岩手支部総会は、平成21年7月10日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当支部は、事務局の把握で153人の会員を擁しているが、当日は21人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から芹澤英明同窓会長（法学研究科長）及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

当日は、斎藤育夫支部長（S29年卒）の挨拶に続き、芹澤同

窓会長から母校の動向やお世話になった先生方の近況、また法科大学院の近況についてのお話をいただいた後、議事に入り平成20年度決算を承認し、スピーディに閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、清水事務局長からご挨拶をいただき、同窓会の動向、とくに同窓会50周年記念誌の刊行について、学生時代の思い出なども交えながら、興味深いお話をいただいた。砂山副支部長（S42年卒）の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次順に行い、終始和気藹々とした雰囲気では進行した。

年配会員は生涯現役とばかりに、NPO活動、ボランティア活動に積極的にかかわっておられる方も多く、非常に含蓄のある勉強になる話を伺うことが出来るのが、この会の大きな魅力である。現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話題が多いが、初めて参加する会員もあり、大いなる逸材も会員の中にあることも確認でき、大盛況の中で会を終えることが出来た。

中堅・若年会員の総会出席が少ないことは従来からの課題で



あるが、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

相原正明副支部長（S45年卒）の中締めでお開きとなった今回の総会であるが、満足げに会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度必ず開催している総会・懇親会での楽しい再開を期したところである。（S57年卒、岩手支部事務局長）

秋田支部

嵯峨 正博

平成21年7月27日秋田市の第

一会館本館で開催された平成21年度の総会は非常に盛り上がったものとなった。

第一に、出席者三十三名と多く（昨年は二十六名）かつ、従来出席者の殆んどが県庁職員とそのOBであったのが、今回は県庁外からの出席が八名あったこと。第二は、従来若年者の出席が少なかったが、今回は平成卒の出席者が三分の一の十一名あったこと。第三は、四月の選挙で初当選した佐竹秋田知事が来賓として出席したことである。佐竹知事は工学部卒（S46年）であるが、東北大学の同窓生であること、県庁には法学部卒の優秀な職員が多いことからの出席であった。

総会は佐藤博身支部長（S41年卒）の挨拶で始まったが、本人は六月に秋田県厚生連理事長に就任したばかりで、自らの新し

い仕事への決意と同窓生一同の大いなる活躍を願う旨を述べ、副支部長嵯峨正博（S31年卒）の同窓会五十周年記念行事への取組みを含めた乾杯の音頭で祝宴に入った。（S31年卒）



宮城支部

一、同窓会設立五〇周年記念本部・宮城支部合同総会開催

十一月十三日（金）ホテル法華クラブ仙台で開催、七二名のメンバーが出席しました。今回は同窓会設立五〇周年を祝し、最

初に記念講演を行いました。講師は福田寛東北大学医学部加齢医学研究所長で、演題は「画像で見える脳の老化」でしたが、年配層の多い参加者は、身近な問題としてスクリーンに映し出されるリアルな画像に真剣に見入っていました。

次に芹澤英明会長より開会挨拶があり、「中川善之助先生直筆の『若き日の友情と感激のために』を題字とする五〇周年記念誌の発刊のお祝いと編集に携わった関係者へ感謝」を述べられました。

続いて清水廣行事務局長（S三九）の司会により本部総会を行い、二〇年度決算報告・監査報告、二一年度予算案、役員人事案が承認されました。新役員に就任した方は（監事）熊谷満（S四〇）、（理事）安齋俊昭（S三九）、村瀬久子（S四五）、野地陽一（S四六）、佐竹勤（S五〇）の皆さんです。

次に宮城支部総会を行い、東海林恒英支部長（S三三）が挨拶し「支部も設立してから、昨年が三〇周年記念の年であった」と設立当時の歴史を語られました。続いて酒井昌弘宮城支部事務局

長（S四三）の司会により第二部の懇親会がスタート。最初に全学同窓会「萩友会」事務局長の圓山重直（流体力学研究所）教授が来賓として挨拶し「法学部の同窓会がこんなに立派に行われているの

には感心しました」と五〇周年のお祝いを述べられました。続いて外尾健一名誉教授が「加齢で体力も視力も大分衰えたが、今でも勉強するのがなにより楽しい。今日は懐かしい方たちと

乾杯の音頭をとられました。賑やかな宴が頂点に達した頃に元事務局長の小野寺健三郎氏（S三二）、前事務局長の及川行翁氏（S三六）から五十周年を迎えた同窓会の歴史について思い出話をして頂き、次に招待した

在学生の五人（「東北法学」発行委員会、模擬裁判実行委員会、無料法律相談所、法社会学研究会、倶楽部国際法の各グループ代表）が先輩方に元氣よくアピールしました。最後は阿部純二名誉教授・副会長（S三〇）が閉会挨拶し、全員で「青葉もゆる」を声高らかに斉唱して締



め括りとなりました。なお、今回の総会では、現役若手会員の当日欠席が目立ったのが非常に残念でした。二、東北芝蘭会総会開催（東北地区居住の法学部OG約二三名がメンバー）

平成一八年に設立された東北芝蘭会の第4回総会が十一月二七日（金）ホテル法華クラブで行われ、法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力等の各界で活躍している会員一四名が参加、

来賓として東京の芝蘭会の育ての親のお一人でいらつしやる樋口陽一名誉教授（S三二）、泉山禎治弁護士（S三四）、芹澤英明法学部長・同窓会長が出席しました。小林弘美幹事（S六三・仙台市役所）の司会により、藤田紀子会長（S四三・東北大学法科大学院教授・弁護士）の開会挨拶に続いて、泉山氏か

ら、長く裁判官として勤められた経験に基づいて「裁判の独立」というテーマを中心に講演をして頂きました。

第2部の懇親会は、樋口先生のウィットとユーモアを交えた挨拶と乾杯の音頭でスタート。懐かしい学生時代の思い出話や、仕事面での情報交換等など、いろいろと話に花が咲き、遅くまで楽しい、有意義な時間を過ごしました。

(本会に関する照会は本部事務局あてにお願いいたします)

三・同窓会役員・幹事懇談会(下期)開催

在仙の主要職域(宮城県庁、仙台市役所、東北電力、七十七銀行、法曹界)で活躍している現役会員の世話役担当幹事と役員が懇談する貴重な機会として半年毎に開催しています。法学部の先生方にも出席願ひ、卓話をして頂きました(上期は牧原出教授「公共政策大学院について」、下期は稲葉馨教授(S5〇)「まぼろしの行政不服審査法改正について」)。

(宮城支部事務局長 酒井昌弘 S43年卒)

福島支部

「新支部長が就任いたしました」

濱津篤

平成21年10月23日(金)に第30回東北大学法学部同窓会福島支部総会が開催され、役員改選が行われました。前年の総会において、昭和53年から30年間支部長を務められた佐藤宗光氏(昭和26年卒)が支部長退任の意向を示され、また、副支部

長の渡辺康夫氏(昭和34年卒)、大河内重男氏(昭和36年卒)も併せて退任されることとなり、1年をかけて役員改選に向けて準備を進めてまいりましたが、このほど第30回福島支部総会において、新支部長に安齋利昭氏(昭和39年卒)、副支部長に村瀬久子氏(昭和45年卒)と野地陽一氏(昭和46年卒)、監事に斎須秀行氏(昭和52年卒)と富田哲氏(昭和54年卒)が役員として新たに就任することとなりました。

退任に当たり佐藤前支部長からは、昭和42年に設立発起人と

して同窓会福島支部を立ち上げた時より当支部が42年間にわたって同窓会本部をはじめ歴代の役員、幹事の方々など様々な人々に支えられ活動できたことに感謝したいとお話がありました。

今回御退任されました役員の皆様、本当に長い間お疲れ様でした。今後は、佐藤前支部長は名誉支部長として、渡辺副支部長、大河内副支部長は、顧問として引き続き御助言、御指導をよろしく願ひいたします。

総会懇親会には、同窓会本部から芹澤同窓会会長と清水常任理事事務局長にお越しいただきました。芹澤会長には、当支部恒例となっております小講義として、専門の英米法から「アーキテクチャ時代のアメリカ・サイバースペース法の課題」をテーマにインターネットと著作権といった最新の法律問題について、熱のこもった講義をいただきました。学生時代の講義の緊張感、臨場感を久しぶりに味わうことができました。

清水事務局長からは、発行間もない同窓会記念誌についてのお話とともに当支部会員である武蔵好彦氏(昭和38年卒)が代

表のNPO法人でタイの少数民族の子供たちへの支援活動に自らも参加されているといったお話も伺うことができました。

懇親会には21名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、行政分野でそれぞれ御活躍されている方々が、分野を超えて、そして世代を超えて一同に会し、交流を深めることができるのが同窓会の大きな魅力のひとつです。今回も大いに交流を深めることができましたのではないのでしょうか。

今後は、新たに就任しました安齋新支部長を筆頭とする新体制で、同窓会福島支部会員の皆様の親睦を図るとともに母校東北大学法学部や同窓会本部との絆を一層強めるべく活動をしてまいります。

今年度の福島支部総会は、10月29日開催を予定しております。



日程等が決定いたしました。御案内いたしますので、福島県内にお住まいの会員の皆様には是非御参加くださるよう、よろしく願ひいたします。(是非一度足を運んでみてください。)

なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、末尾の番号まで御連絡ください。会員の皆様多数の御参加を心よりお待ちしております。

(支部事務局担当 平成5年卒 TEL024-944-4470)

東京支部

日本を動かす頭脳が集結

薬師寺 宏子

平成21年11月6日(金)午後6時より、学士会館202号室にて、平成20年度の東京支部総会が開催されました。

樋口副会長の開会の辞で始まり、庄司会長より、「『東北大学同窓会50周年記念誌 若き日の友情と感激のために』は素晴らしい出来栄である。」というお話が有り、「大学は4年間だけだが、卒業してからは同窓会が有る、そこで在学中は知り合

う事の出来なかつた先輩や後輩に出会える。それは、人生の宝である、だから是非出来るだけ多くの方に参加して頂きたい」と熱く語られました。続いて、佐藤事務局長より、会務報告、内藤理事より会計報告がなされ、尾口事務局次長より役員候補者の発表があり、会場の大きな拍手とともに左記3名の方が承認されました。佐藤正昭(昭和43年卒)、大和田実(昭和46年卒)、加藤英樹(昭和52年卒)

続いて記念講演は、足利銀行の再建を実現し、業界のみならず、広く一般にその手腕が知られる事になった、元足利銀行頭取池田憲人氏(昭和45年卒)の講演『足利銀行の再生』。前半は、

金融業界関係者ならば、誰もが聞きたいと願う、足利銀行再建までの状況分析と具体的手法について、後半は、組織のトップとしてのマネジメントの話、中でも、トップが狙った四つの経営テーマと題して、その中の一つ、「汗をかく」「汗をかかせる」というテーマの仕掛けについての話は印象深いものでした。

1. 靴底減らし(動け) ↓ 銀行は人気商売、より多くの取引先と直接接触
2. 靴底会議(話せ) ↓ 伝聞禁止
3. 少数態勢化(頼るな) ↓ リ

テールセンターの創設 I S O 9001 (パート職員との融合実務重視)
4. ポスト定数化(闘え) ↓ 数を固定してのポスト争奪戦 闘争心惹起

5. プロセス評価(汲めよ) ↓ 月次残業管理表提出時でのコミュニケーション

パワーポイントで作成したレジュメをプロジェクトで写しながらの説明で、説得力のある内容とともに、講演形式もわかりやすかったと好評でした。『政府が援助しなくても、再建は可能だというモデルケースを作ってくれた。』と、当時、竹中金融特命担当大臣から大変感謝されたという話には、みな深く

頷くものがありました。横浜銀行時代をわけて再建に当たる際、通常は腹心の部下を数名連れていくのだが、全く単身で乗りこんだという事、軌道に乗った後は、頭取を他の人に譲って、また新たな課題に取り組んでいくという、潔くエネルギーを

な姿に、話を聞いた者は心を強くし、エネルギーを貰った講演でした。

清野副会長の閉会の辞で総会が終わると、仙台から駆けつけて下さった清水廣行本部事務局長から、東北大学同窓会50周年記念誌発行への協力のお礼の言葉があり、会場を移しての懇親会となりました。

懇親会では、民主党の枝野議員と自民党の森まさ子議員(お二人は何と机を並べて勉強していた同級生とのこと)のスピーチの後はそれぞれが会話を楽しむという形で進みました。

会場では、昭和60年代以降の参加者が増えたように見受けられ、昨年若手の理事がふえ、それぞれに声をかけて下さったおかげと事務局一同感謝しております。懇親会が終わった後も、ロビーで写真を撮る姿など、名残を惜しみ、来年の再会を約しました。

尚、今回は2010年11月5日(金)開催予定です。関東在住の方で、まだ、DMが届いていない方は、是非事務局、お知り合いの理事までご一報下さい。次回から、ご案内をお送り致します。(S58年卒)

奥田 和之

東海支部

薬師寺宏子 (ug96084@nifty.com)
連絡先 045-313-4899 (FAX)
045-313-4833 (TEL)
(株)プロジェクションネットワーク澤田
sawada@projet-jp.com

平成22年4月13日午後6時30分から、名古屋の堀川沿いに建つ名古屋コーチン・かしわ料理の老舗「鳥久」において、東北大学法学部同窓会東海支部総会が盛大に開催された。

さて、今年の総会では、まず東海支部長を務める藤山祐司先輩(昭和29年卒)のご挨拶から始まり、次いで、自ら司会進行役を務める幹事の加藤雄一先輩(平成7年卒)による会計報告が全会一致により承認された。その後、八島行康先輩(昭和18年卒)による首領のもとに乾杯が行われ、名物の鳥鍋を囲む懇親会が始まった。

今年も、八島行康先輩を筆頭に、若手は堀田喜衣さん(平成18年卒)に至るまで64期にもわたる幅広い年代の皆様を始



め、特別参加者としてご来賓の皆様、文学部と経済学部の諸先輩方も加え総勢22名の参加者が集い、各テーブルからはご年配の方々も若手も入り乱れた賑やかな談笑の聲が上がり、大変な盛会となった。いくつものテーブルから、一年ぶりの再会を喜び合う声が聞こえてきて、同窓会に参加された方々が、年に一度の貴重な行事であるこの同窓会を大変楽しみにされている様子が私にも伝わってきた。

また、来賓としてお越し下さった芹澤英明東北大学法学部長及び清水廣行東北大学法学部同窓会本部事務局長のご挨拶や、各参加者からの近況報告も行われた。懇親会中には、東北大学法学部同窓会50周年記念誌「若き日の友情と感激のために」の回覧も行われ、様変わりした大学の様子などに驚きの聲が上がっていた。

和やかな雰囲気の中で時間はあっという間に過ぎていき、お開きの時間が迫ってきたことから、最後に出席者全員で「青葉もゆる」の大合唱を行い、本年度の同窓会支部総会は閉会となった。

私は、今回初めて支部総会に

大阪支部

川口 哲生

で、桑江康一支部長にもご参加頂けました。

参加された同窓生の年齢構成も幅広く、昭和28年卒の大先輩から平成21年卒のフレッシュな新卒の方までおられました。

私が大阪支部同窓会に初めて参加したのは、平成18年のことになりましたが、そのときは、平成卒の方の参加が少なく、また、出席者の規模も30名程度であったと記憶していますが、年々参加者も増えて、今年は、全体で50名の方にご出席いただき、また、平成卒の方がそのうちの3分の1を占めるなど、大阪支部同窓会は益々活況を呈してまいりました。

大阪では、平成22年1月22日に大阪支部同窓会が開催されました。

大阪支部の同窓会は、数年前から毎年1月の下旬ころ、大阪梅田・フェニックスタワーのピアホール「スーパードライ梅田」で行なわれており、今年も例に漏れず同時期・同所での開催となりました。

今年は、仙台から法学部長・同窓会長である芹澤英明教授、清水廣行本部事務局長が御来阪下さいました。また、同窓会広島支部から友情参加ということ

冒頭、恒例となった大錦支部長の美声による祝歌により会が始まり、来賓の祝辞や各同窓生の近況報告などがありました。

その中で、東北大学は、平成21年度の新司法試験合格者の人数が苦戦したということで、大阪支部の同窓生からは、大学側および在校生に対し、奮起を促すとともに応援をしているという趣旨のコメントが多く聞かれました。

私自身も長い受験生活を経て司法試験に合格した経験があ

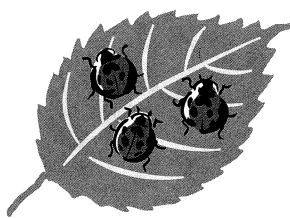
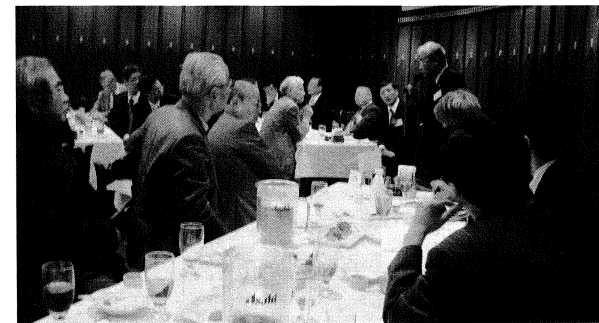
り、今現在試験に挑戦されている方は大変なことだと思いが、後輩がより多く合格することを多くの先輩が楽しみにしていますので、是非がんばっていただきたいと思えます。

昨年は、東北大学法学部が60周年、また同窓会が50周年を迎えた節目の年でしたが、私自身、毎年この同窓会に参加させて頂いて、いろいろな世代の同窓生の方とお話をする機会に恵まれ、東北大学が偉大な教授の皆様と勤勉な先輩達が居て、これまで発展してきたということ

を実感いたしております。

久しぶりに同級生と語り合いたい方、大先輩や後輩と仙台や東北大学について語り合いたい方、就職活動を兼ねて参加される方、あるいは他の支部からの友情参加など、来年も同じ場所で1月21日に大阪支部同窓会が開催されますので、是非お気軽にご参加下さい。

(大阪支部理事 平成9年卒)



【大阪支部連絡先】
〒530-0054
大阪市北区南森町1丁目3番13号藤隆ビル5階
大錦義明法律事務所
東北大学法学部同窓会大阪支部
支部長 弁護士 大錦義昭
電話06-6363-2460

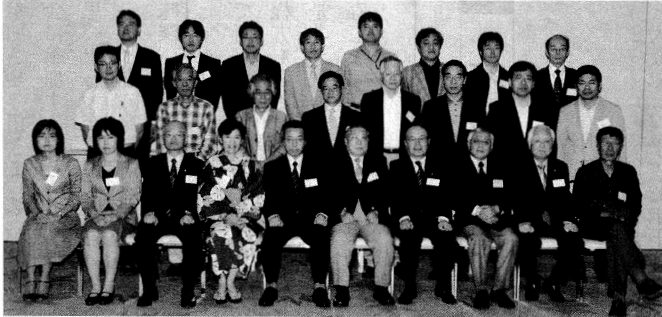
広島支部

東北大学法学部同窓会 広島支部総会開催状況 及び広島近況について

平成21年6月6日に、東北大学法学部同窓会広島支部の総会が、東北大学法学部同窓会前会長の稲葉教授、同窓会事務局の清水局長はじめ28人が出席して開催されました。設立3年目を迎えた昨年は、大阪支部の大錦支部長が参加して下さるとともに、ゲストとして、平成2年工学部大学院電気情報学科修了の豊田広島市副市長をお迎えしました。

広島市では、毎年6月第1金土、日曜日の3日間、市内にある圓隆寺(えんりゅうじ)の夏祭りである「とうかさ大祭」が開催されます。「とうかさ」という名の由来は、圓隆寺の境内に祭られる稲荷大明神の「稲荷」を、音読みで「とうかさ」と読んだことであるといわれ、このお祭りは、浴衣の着初め祭りとされています。

「とうかさ大祭」期間中に開催された昨年の総会に、豊田



副市長は、華やかな浴衣姿で登場され、仙台と広島と比較、東北大学と広島大学の比較などをテーマに、広島市における最近の動きなども交えた講演をしてくださいました。

最近「広島」の話題というと、広島市が2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの招致検討を表明したことでしょうか。広島市においては、昨年10月31日に招致検討委員会が設置され、現在、2020年オ

リンピックの広島における開催の実現可能性についての検討がなされているようです。

広島に住む者たちにとっても、広島市によるこのオリンピック招致検討の表明は、突然のことで驚いたというのがまずもっての印象だったのではないのでしょうか。2020年が「平和市長会議」で核兵器廃絶を目指すこととされている年であることを、私は今初めて知りましたが、この年に被爆地である広島でオリンピックを開催するということは、大変意義があり、実現されればすばらしいことだと思います。しかし、広島都市規模で本当に開催が可能なのか、開催後に財政悪化が深刻になるのではないかとといった心配もあります。

現在、市民の間でも、オリンピック招致応援の署名活動が行われるなど、オリンピック招致に向けて関心が高まっています。

私にとって、このオリンピック招致検討は、核兵器廃絶を願い平和を望む広島の思いについて、あらためて深く考える良いきっかけになりました。日本のみならず世界中で、核兵器廃絶

に関する議論がますます深まることを期待したいと思います。

(鈴木博子 平成11年卒)

同期会だより

40J

40J 卒後40周年記念同窓会
(2009年11月14日)

40Jは昭和40年(1965年)法学部入学で1969年に多くが卒業し、今年2009年卒業40周年を迎えました。(何人かは司法試験狙いやその他で卒業年次がずれてはいますが)

当時は高度経済成長期といわれ大半が仙台の地を離れ首都圏、阪神地区等に就職しました。そんなことから全体として集まる機会も少なく、10年前に卒業30周年で集まりましたが、40周年を機にこのたび記念同窓会を企画しました。

15時半に片平北門に10人ほどが集まり、まづは「片平構内散策」と称し魯迅が学んだという



旧仙台医専の階段教室を見学、続いて在学当時の法文系図書館(現史料館)の建物を懐かしみ、法経学生がたむろした中庭が無残にもビニールハウスになっているのを嘆き、それでも片平生協のバラック的建物が現存していることに驚き、40年の「片平封鎖」時にタテ看が並んだ旧本部前の芝生の園の桜の紅葉を楽しみました。(阿見君が大学広報委員としてガイド)

三五J

入学50周年記念同期会

ホテルには定刻前から老けたけど面影を残した同級生が次々と集まってきた。その数40人、同期生153人からすると1

／3弱ながら40年の歳月の経過を忘れる和気あいあい賑やかな時間を過ごすことができた。

広島から馳せつけた今田君の乾杯挨拶に始まり、法学部吉田教授(41J)から法学部の近況について挨拶をいただき、語り尽くせぬ半生を各人1分に纏めた自己紹介、記念撮影、「青葉萌ゆる」の斉唱とあつと言

間に終わりの時刻となりホテル内の2次会場に座を移した。卒業後初めて仙台を訪れた者、家族に青春の地を案内しようと同伴した者もいて「青春：忘れじの地仙台」を語らう会となりました。

翌日は8人が参加したゴルフ会が催され、これからは毎年でも会いたいものだと言います。 (40J在仙幹事 佐々木信義)

平成21年11月14日 於…メトロポリタン仙台

昭和35年法学部入学の面々は

今年入学50周年を迎え、4月18日に同期結束の証である中善並木に集合し仙台・秋保温泉で一泊二日の同期会を開催した。例

年は東京で3月5日に開催しているが、50周年の節目を仙台で行うこととした結果、52名と言

う多数の参加を得ることが出来た。今回はいつもの懇親会に加えて、阿部博之元総長の講演や魯迅ゆかりの医学学校教室・東北大学史料館訪問・全キャンパス

の将来計画の学習と実地見学等の特別企画があり、貴重な機会となった。会は終始和気

藹々とした雰囲気で行われ、夫々が満ち足りた気持ちで帰路につくことが出来た。天候

も我々に味方し、前日は季節外れの寒波・雪景色であったが、18・19両日は絶好の日和となった。尚、今回は仙台在住の実行委員の皆さんの実行力と心暖まるチームワークに支えられたことに厚く感謝したい。

内の中善並木に集合した。この時期は例年桜が満開になるのだが、今年は異常気象のせいであつと二分咲きであった。午後

2時過ぎ法学部一番教室で阿部元総長の講演を聴講した。演題は「東北大学の百年と今後の展

望」、サッポロ農学校が東北帝大の分校であったことを知らない人は多い、これからは海外から見ても魅力のある大学を志望し、学者の役割は未来を提言することが重要と説かれた。1時

間半の聴講を終えて、貸切バスで青葉山キャンパスを見学し秋保温泉ホテル瑞鳳へ入り、18時から百周年のお酒「萩丸」で乾杯し同期懇親会。出席者全員

の近況を各自1分で紹介、盛り上がる中「青葉もゆる」の大合唱で中締め。その後第二会場

で中まで二次会、夫々談論風発で愉快な一夜を過ごした。

第二日目は9時にホテル出発、前日に引き続きバスで、おはぎ日本一「佐市商店」の名物土産を買込み、三神峯・友朋寮跡・市街中心部を抜けて農学部・明善寮・医学部・川内北キャンパスを回り、青葉城址にて市内展望後昼前に片平キャンパスへ入った。魯迅が百年以上前に学

んだ医学学校教室で、杉山丞教授から「東北大学再編計画」を聞き、更に永田英明准教授より「魯

迅の仙台時代の様子やその成績表他の史料館展示」につき聞く。その後史料館で「東北大学百年

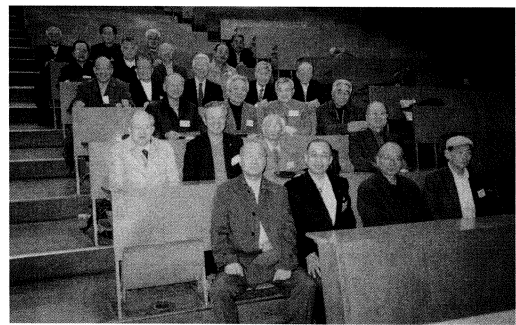
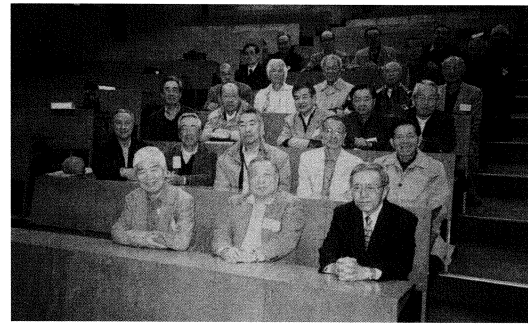
史」展示及び「小田滋記念資料室」を見学し二日間で学んだことへの理解を深めた。仙台名物牛タン弁当を片手に三々五々片

平の桜満開を堪能し、午後2時半来年3月4日東京での再会と7年後の「喜寿の集い」を元気で迎えようと約して仙台駅前

にて解散した。

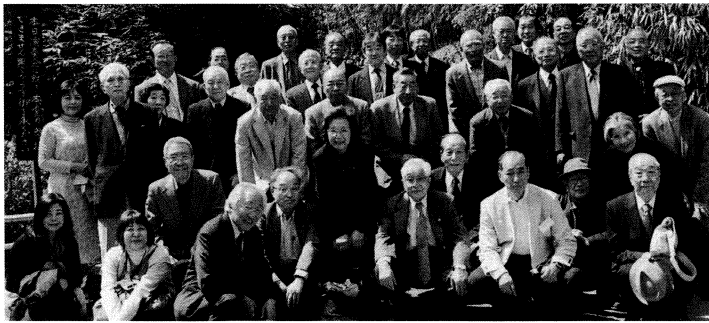
35Jの面々は入学すると否応なく安保改定阻止闘争の最終段階に巻き込まれた。6月15日樺美智子さん死亡でエキサイトするも、6月19日安保条約自然成立と共に急激に熱気が冷めるのを体験し、自分の立ち位置を定めるのに苦慮した。その年の秋の大学祭に模擬焼鳥店「法一亭」で参加し、その収益金で中善並木の碑と桜並木をつくった。顧みれば、我々は戦後の混乱期・復興期を経験し、卒業後は高度成長期の日本のため各分野で尽力した。しかし、最近「失われた10年」「失われた20年」を懸念し、再び明るい未来と「若き日の友情と感激」を取戻すことを願うこと切である。(在京

(な行) 幹事 中村一記



沖和のつどい (鎌倉中善会)

鎌倉も桜が少し遅れて4月10日(土)の会は丁度満開でした。一年ぶりの再会ですが陽光緑風のもと今や健老の飯沼(昭23)相原・平野(25)阿部・豊嶋(26)さん等始め岡山富山名古屋仙台釧路からの人等40名の



参加者でした。

坪井さん、畔柳(30)・小野(35)ご夫妻の他名古屋からの相原さんにはうら若き女性教子4人が付添い、泉下の先生のご慈顔が偲ばれるようでした。仙台からの同窓会事務局長・清水さん(39)はこの会は同窓の絆かくあるべしとの思いです。中善並木の同期生とも再会できた上、諸先輩の方々からは激励をいただきました」と挨拶されました。

小野幹事から予め会員の心境近況が沖和会ニュースとして配られ、更に松岡正剛氏の『地方を歩いて法を拾う』(松岡正剛千夜千冊'06求龍堂)という中川先生の「民法風土記」を取り上げたコピー記事が清水さんの推奨で配られ、話題が広がりました。昨今日本文化研究者として評判の著者は、「中川善之助は身分法学の飛び抜けた第一人者である。しかも歩く法学なのである。18章にわたり全国各地の生きた法の現場を歩き、法の道を生きたまま取出したのだ。こんなに面白い法学風土記を書ける法学者はいま一人もいないだろう。・・・」と。

没後30余年、先生の民謡名調子を思い出しながら「先生の真骨頂だネ、温顔が浮かぶようだ。」とある先輩は申しました。貸切りの宴席では冒頭、ご退官時の研究室でのインタビューをテープで拝聴したことで更に印象深いものがありました。「酒は知己に逢うて飲み、詩は会する人に向かつて吟ず」酒を介して旧交を温めながら、そんな雰囲気にて会は談笑に包まれました。

写真は松村・吉田さん(36)にお願いしました。春のひと時をこうして各世代で交流できるのは、一老楽でしょうか。明春は4月9日の予定です。ご縁の方々が、お健やかにて再会できるように祈っております。

文責 秋山高(36)

プラマイ会

第37回プラマイ会開催される

今回から18時からのスタートとしましたが、18時にはまだ集まらずいつものように、乾杯の練習を繰り返す。料理はコースで、テーブル席、皆が移動しやすいように配慮した結果だ。全員が揃ったのは19時。全員が揃う前から、3分スピーチで近況を報告し合う。60歳前後ということもあり話題はいろいろ。退職した話が一番多かったが、病氣治療、転職、二足のわらじ、孫のこと、伴侶を亡くされた話と年齢相応のものだった。特筆すべきは石川君から天皇陛下を当ホテルで案内した話が突如飛び出し盛り上がる。その際の写真も拝見できた。不参加の友の消息も伝えられる。連鎖反応で、ある話題が出ると、実は我も我もとなるのは前回同様。飲むほどに酔うほどに、いい気持ち。皆、ワイワイやりながら聞いています。いつでも直ぐに言えば仙台におけるあの30数年前にタイム・スリップだ。あつという間に時間がたった。もう時間です。エールの交換、集合写真、肩を組み合せて学生歌、青葉もゆるこのみちのくを歌い、お開きとなりました。今回もイン



ターネットで3ヶ月前には開催通知を流し、関東地区で30名から回答を得た、その結果が18名の参加であった。どうも20名の大台に乗らないのが悩みの種だ。参加者は受付順に、杉山哲郎、嶋田恵一、山内容、松島光男、飛田照幸、佐藤雅春、小川耕一、杉山昇、本間秀行、高橋京太、瀬野俊樹、島田武幸、細見裕、佐藤均、川上雅人、宇野哲人、石川正、和田義則の諸君であった。いつも応答のいい人は大概決まっている。今回は杉本君がトップ引きであった。次回は5

月28日を予定している。もう還暦を過ぎ、徐々に人生のしがらみから解放される人も多くなった。おいおいこの輪も段々と広がってゆくだろう。この会はS43年入学か、S47年卒業の方なら誰でも参加が可能です。どうぞ世話人までコンタクトをお願いします。仙台の昔と今を熱く語るうではありませんか？

世話人 和田義則

メール: wada-yos@na.caty-yokohama.jp

36年卒同期会

36年卒「秋徳会」

岩手路2泊3日の旅

昨年9月一行45人(内夫人同伴7組、四国より猪瀬氏夫妻、北海道より高山氏参加)先ずは、県央花巻市から東はリアス式海岸は宮古市浄土ヶ浜に至る往復の経路。名添乗員と美人ガイド。最初、奥州市(水沢区)は日本唯一の緯度観測所(現、国立天文台VLIBI観測所)で、木村栄博士のZ項発見の足跡、我国最大の電波望遠鏡、銀河系10万光年の立体映像を楽しむ。当市は、幕末の医/蘭学者で日本の



のかけ橋」新渡戸稲造。戦前の宰相、終戦時の海軍大臣「軍服の平和論者」米内光政。言語学者金田一京助。ワンコソバ屋で昼食後、旧浪民村は岩手山麓、啄木館へ。諸氏の質問、感想は本日とも鋭い。次は東へ、岩泉町、「龍泉洞」へ。日本三大鍾乳洞の一。地下湧水が地底湖を複数形成。水深百メートル透明度世界有数。なおも未公開の凄絶な本洞を擁し石筍等學術調査中。泊りは、

夜明けのために投獄を脱しつつも生涯を捧げた高野長英・明治に通信/内/外務大臣、後に鉄道院総裁、関東大震災では帝都復興の功労者後藤新平の各功績を辿る。泊りは花巻郊外の新鉛温泉で、吉田/大槻両氏の名司会で、宴は大盛況。

浄土ヶ浜際に新鮮な御馳走に皆感激。令夫人方の自己紹介も楽しく、宴更に盛上がる。声楽家及川行翁氏音頭で「青葉もゆる」を全員で熱唱。

2日目は名所巡り。花巻市は、宮沢賢治。凶作・不況等で不幸に苦しむ人達のために尽力。盛岡市は、晩年は大正時政党内閣の平民宰相として尽力、後暗殺された原敬。同市先人記念館は、

3日目は早朝、日本一早い日の出を拝む。遊覧船で暫しリアス式海岸を散策。魚介類を土産に遠野へ。若い語り部から「オシラサマ」(農業の神様)、「2人の嫁」の民話2題。どんと晴れ。柳田国男の「遠野物語」に

国際人/教育者として「太平洋駅で、東京での再会を約し、北

載る民話の数々、ノスタルジックな宝の山に感激。帰路は北上

に南に散会。お疲れ様でした。(写真は奥州遊学館にて松村文雄氏撮影)。最後に秋山高氏の佳作

ゆくりなくも古稀過ぐ友らとこぞり来て
岩手路の旅は澄みわたりけり

(藤井記)

法30同期会

法30同期会報告

法30会は、昭和30年(前後を含む)法学部卒業の同期会です。それまで5年に一度同期会を開いてきましたが、間遠すぎるとい声もあつて、平成19年の札幌会からは2年に一度ということになりました。そこで札幌に次いで平成21年6月7日、秋保温泉の蘭亭で同期会が開かれました(一泊)。会する者35名、久しぶりに三麗花も勢揃いしました。(あとお一方はご夫人)。喜寿前後の者ばかりですが、意気すこぶる軒昂、大いに飲みかつ語って盛会のうち幕となりました。翌日山形方面へのオプシオン・ツアーに出かけた諸君を送ったのち、再会を約して解散しました(平成22年5月8日記す・阿部純二)。



おくやみ

(平成二十一年度に判明された方)

H 20 1	林 良二郎殿	S 9 3	卒年
H 21 1	稲垣 實殿	S 10 3	
H 21 6	多賀 義高殿	S 10 3	
H 20 11	山内 緑殿	S 11 3	
H 21 2	荻谷 憲二殿	S 12 3	
H 19 3	谷川喜久治殿	S 12 3	
H 15 3	関本 正二殿	S 13 3	
H 21 1	新野 政治殿	S 13 3	
(不明)	秋元佐一郎殿	S 14 3	
H 20 6	三宅 明殿	S 14 3	
H 21 2	松澤 正司殿	S 16 3	
H 20 10	飯田 有二殿	S 17 9	
H 20 10	佐藤 久弥殿	S 17 9	
H 21 3	高橋 宏昌殿	S 17 9	
H 20 11	氏家 卓也殿	S 18 9	
H 21 12	千葉 正士殿	S 18 9	
H 21 3	溝口 保治殿	S 19 9	
H 20 10	秋田 常雄殿	S 21 9	
H 21 1	工藤 一郎殿	S 22 3	
H 19 2	蔵 正治殿	S 22 9	
H 21 1	逸見 正殿	S 23 3	
H 19	吉田 雄一殿	S 23 3	
H 21 5	畠山 真忠殿	S 24 3	
H 19 10	松木 久尚殿	S 25 3	
H 20 9	伊藤 大治殿	S 26 3	
H 21 5	落合 健殿	S 26 3	
H 21 10	鹿野 琢見殿	S 26 3	
H 21 1	広瀬 豊夫殿	S 27 3	

H 21 6	弘山 喬樹殿	S 27 3	H 21 2	保原喜志夫殿	S 34 3
H 19 9	三浦 順郎殿	S 28 3	H 20 11	渡辺 正明殿	S 34 3
H 21 1	石山 省三殿	S 29 3	H 22 3	工藤 憲司殿	S 35 3
H 20 3	千田 章殿	S 29 3	H 21 7	近藤 雄亮殿	S 35 3
H 22 2	引地 藤蔵殿	S 29 3	H 19 4	吉田 隆行殿	S 35 3
H 19 1	渡辺 英夫殿	S 29 3	H 20 7	伊藤 允人殿	S 36 3
H 20 1	屋敷 哲郎殿	S 30 3	H 21 6	水野 基殿	S 38 3
H 20 9	兼平 昌美殿	S 31 3	H 21 5	松尾 一郎殿	S 39 3
(不明)	河幡 誠貴殿	S 31 3	H 21 9	目加多允彦殿	S 39 3
H 21 12	篠田 四郎殿	S 31 3	H 20 7	佐久間 昭殿	S 40 3
H 20 9	諸岡 繁殿	S 31 3	H 21 6	高橋 利文殿	S 49 3
H 20 6	高橋 健之殿	S 32 3	H 21 1	高橋 則夫殿	S 50 3
H 21 8	及川 浩一殿	S 33 3	H 21	佐藤 和芳殿	S 51 3
H 20 11	尾根 健寿殿	S 33 3	H 21 9	小林 良光殿	S 58 3
H 20 10	原田 修作殿	S 33 3			
H 19 11	福田 和彦殿	S 33 3			

「会員の皆様へのお願ひ」

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない
前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員
- 二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付
(TEL・FAX・メールいづれでもOK)
- 四、同窓会の役員になり、積極的に協力する
本部・支部・同期会・各種グループを問わない

編集後記

○昨年10月小田名誉教授の御寄贈による国際法関連資料を閲覧する「小田滋国際司法裁判所判事記念室」が片平キヤンパスに開設されました。予約制ですがぜひ折を見てお尋ねくださるよう、その概要を写真とともに紹介しました。また、本号が皆様のお手元に届くころには「片平エクステンション教育研究棟」が落成し法学研究の新たな拠点としてスタートします。その外観写真を本号の巻頭に掲載しました。

○同窓会50周年記念行事も一段落し、また新たな歴史への積み重ねを始めしております。この2年ほど積極的に各地の同窓会支部と本部との交流を強化してきましたが、その成果が「支部だより」の充実に現れてきました。現在全国12支部中9支部からの報告が寄せられております。大学百周年を機にスタートした「萩友会」(全学一体の同窓会組織)活動との兼ね合いもあるかと思っておりますが更に組織強化を続

け、一日も早く全支部からの報告が掲載できるように念じております。
○4ページでスタートした「会報」ですが、内容の充実とともにページ数が増加しました。今回は講演要録が増えたこともあり32ページの新記録となりました。「記念誌」でもなぜ東北大学を目指したかの原稿が数点ありましたが、本号の「法律を学ぶところ」で自らの原点に思いをはせていただきたいと思えます。また阿部元総長の講演は特定学年に向けての企画でしたが、時節柄広く同窓生の皆様にもご覧いただきたいと思ひ掲載しました。
○従来「皆様へ紹介したい私の所感」としていたページを「会員だより」に改めました。より広範囲な原稿を織り込んで内容の充実を図りたいと思ひますので、皆様の御協力をお願いいたします。
○いつものことながら同窓会運営は皆様の年会費が頼りです。長年の未納入分をまとめて納めたいというありがたいお申し出がありました。

(清水)